

平成27年9月17日

1. 出席議員

1 番	杉原元博	9 番	角田一美
2 番	片渕清次郎	10 番	伊東茂
3 番	樋口作二	11 番	松本末治
4 番	中村和典	12 番	徳村博紀
5 番	松田義太	13 番	福井正
6 番	中村一堯	14 番	松尾征子
7 番	稲富雅和	15 番	光武学
8 番	勝屋弘貞	16 番	松尾勝利

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	中尾悦次
議事管理係長	迎英昭
議事管理係主査	江頭英喜

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	江	島	秀	隆
総	務	橋	村		勉
市	民	打	上	俊	雄
産	業	有	森	滋	樹
建	設	森	田		博
環	境	峰	松	靖	規
部	長	大	代	昌	浩
会	計	土	井	正	昭
管	理	寺	山	靖	久
者	兼	有	森	弘	茂
兼	人	川	原	逸	生
権	・	橋	村	直	子
同	和	田	崎		靖
対	策	中	島	憲	次
課	長	橋	口		浩
参	事	山	崎	公	和
企	画	山	浦	康	則
財	政	岩	下	善	孝
課	長	岸	川		修
兼	選	栗	林	雅	彦
管	理	小	野	隆	浩
委	員	染	川	康	輔
会	事	針	長	三	州
務	局	澤	野	政	信
参	事				
企	画				
財	政				
課	参				
事	兼				
選	管				
理	委				
員	会				
会	事				
務	局				
長					
市	民				
課	長				
税	務				
課	長				
福	祉				
事	務				
所	長				
保	険				
健	康				
課	長				
農	林				
水	産				
課	長				
兼	農				
業	委				
員	会				
事	務				
局	長				
産	業				
支	援				
課	長				
兼	産				
業	部				
参	事				
農	林				
水	産				
課	参				
事					
商	工				
観	光				
課	長				
都	市				
建	設				
課	長				
都	市				
建	設				
課	参				
事					
環	境				
下	水				
道	課				
長	兼				
ラ	ム				
サ	ー				
ル	条				
約	推				
進	室				
長					
水	道				
課	長				
教	育				
次	長				
兼	教				
育	総				
務	課				
長					
教	育				
総	務				
課	参				
事					
生	涯				
学	習				
課	長				
兼	中				
央	公				
民	館				
長					

平成27年9月17日（木）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成27年鹿島市議会9月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
1	14 松 尾 征 子	<p>(1)「戦争法案」を必ず廃案へという「安全保障法案」に反対する国民の声は学者・弁護士・大学教授・大学生・高校生・若いお母さん・政治家その他いろんな立場を超え「法案廃案」の一点での行動が全国に広がっています。市民の命と暮らしを守る立場で「安全保障法案」についての市長の見解を問う。</p> <p>(2)マイナンバー制度が市民にもたらすものは</p> <p>(3)高齢者が安心して暮らせる市政作りを</p> <p>① 高齢者の生活実態は充分つかまれているのか</p> <p>② 安心・安全のネットワーク作りを</p> <p>③ 高齢者向け住宅の増設を (低所得者・低年金の人を含めて高齢者の住宅確保と家賃補助を)</p> <p>(4)グラウンドゴルフ人口が増加している。施設の充実を (全天候型グラウンド・トイレの設置)</p>
2	2 片 渕 清次郎	<p>1. 有明海漁業における第5次鹿島市総合計画の検証と第6次総合計画での取り組みについて</p> <p>(1)第5次総合計画に掲げた施策の成果について</p> <p>① 「漁港施設の機能充実」は計画通りなされたのか</p> <p>② 「漁場環境回復の推進」はどのような取り組みがなされたのか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有明海西部地区のノリ養殖が不作であった原因 ・赤潮対策の実施状況 ・諫早湾開門に関する研究、対策等 <p>③ 漁業担い手の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿島市内において、跡取りを含む新規就業者はこの5年間で何名いるか <p>(2)第5次から第6次総合計画へ引き続き移行する施策は</p> <p>(3)第6次総合計画で新規に取り組む施策はありますか</p>
3	10 伊 東 茂	<p>1. 第6次鹿島市総合計画策定について</p> <p>(1)計画策定に向けて本市のまちづくりの考え方</p> <p>① 5次総合計画策定期間とは社会情勢が大きく変化している。 まちづくり構想基本理念の相違点。</p> <p>② ニューディール構想との関連性と計画期間について</p> <p>(2)施策の基本的な考え方と具体項目について</p>

順番	議員名	質問要旨
3	10 伊東 茂	① 「しごと・ものづくり」「ひとづくり」「まちづくり」の好循環とは ② 児童・子育て支援の更なる充実を求めて ③ 都市基盤の整備（交通網の整備）について九州新幹線「長崎ルート」開業後に訪れる鹿島市民の高速交通手段の影響は計り知れない。沿線自治体の結束と対策について

午前10時 開議

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（松尾勝利君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。まず、14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

14番松尾です。通告いたしております件について質問したいと思います。

まず初めに、さきの関東・東北豪雨災害で被害を受けられた多くの皆さんに災害のお見舞いを申し上げたいと思います。いまだに3,000を超す人たちが避難生活を送られているというような状態が続いているそうですが、本当に最近の災害は、私たちも、もしかと心配をするようなことが次々と起こっているのではないかと思います。

さて、私は、ゆうべからけさにかけてテレビから離れられないという状況でしたが、皆さんもそうだったのではないかと思います。今も、この部屋に入るまで控え室でテレビを見ておりますけど、まさに戦争法案に対する国会のぶざまな姿がそのまま国民の前に映し出されているわけですが、海外で戦争をする国への道を大きく開くと言われる戦争法案の成立に向け、なりふり構わない強権姿勢をむき出しにしている、まさにこの数日間、それがあらわになったと思います。

憲法違反が明白となり、立法の根拠も総崩れした法案ではないでしょうか。憲法98条、99条には、全ての国会議員には厳粛な憲法尊重と擁護義務が課せられていると思います。国民多数の声にも耳を貸さないで、国会のルールさえ乱暴に踏みこみじって強行するということは、憲政史上最悪のことだと言われています。本当に許せないことが起きておりますし、今、このようにお話をしている中でも、どういう形で進められているかということは、皆さんもそれぞれがそれなりの立場で心配をなさっているんじゃないかと思います。

この法案が違法であるということについては、いろんな方たちから立証されています。最

高裁判所の元判事、集団的自衛権行使を認める立法は違憲だと、はっきりと発言をされました。さらに、これまで自民党の憲法改正にくみしていたという憲法学者の慶應大学の名誉教授の方も、法案の違憲性は明々白々に立証されたとおっしゃっています。

戦争法案の立法根拠も完全に破綻したのではないのでしょうか。メディアの世論調査を初め、戦争法案反対の民意も明らかになっています。特に全国での運動の広がりというのは大きなものです。中央公聴会の中で、若者の代表であるシールズの方がおっしゃっていましたが、10万人を超えるなど国会前の大規模な集会だけでなく、抗議行動は日本全国2,000カ所以上、数千回を超え、延べ130万人以上が街頭で声を上げたと紹介をしているように、反対運動は非常に大きく広がってきているわけです。

そういう中で、昨晚遅くまで協議が続きましたが、結局、採決に至りませんでした。まさにこれは、国民の運動の大きな成果だと思います。

さらにけさから、また理事会が開かれるということになっておりましたが、理事会の開催についても約束された部屋でなく、委員会室に直接委員長が入るというふうなことで、それが原因でまずもめているようですが、本当にこのようなルール違反のやり方、そして、ここまでしてでも強行採決をしなくてはいけないかという疑問はますます大きなものとなっています。私たちは、これまで日本国憲法のもとで本当に平和主義、立憲主義、民主主義を守るためにやってきたんですが、これらを根本から破壊しようとする今の政権、本当に同意も何もないと思います。

私は、この戦争法案については、通告の中では、市長の見解をお尋ねしたいということで出しておりました。通告書に書いておりますように、反対する国民の声が学者、弁護士、大学教授、大学生、高校生、若いお母さん、政治家その他、いろんな立場を超え法案廃案の一点で行動が全国に広がっているということで、私は市長に対し、市民の命と暮らしを守る立場で、安全保障法案について市長の見解をということで出しておりました。そういうことで出しておりましたが、数日前の佐賀新聞にまさに市長の見解、もう少し詳しく聞きたいと思いますが、これが載せられました。これはもちろん皆さん御存じだと思いますが、県内全ての首長の方たちの御意見というんですかね、アンケートに答えたことが載っておりましたが、これでも大体私は評価する部分もあると思いますが、この辺について、もう少し市長のほうから詳しく御見解をお聞かせいただきたいと思います。

さらには通告に出しておりませんが、今やられている、このような強硬な国会ルールを無視したやり方に対して、どうお受けとめになっているかまで、よければお答えをいただきたいと思います。

次に行きます。

10月から、国は、住民一人一人に番号をつけて、市町村を通じて個人に通知する通知カードの発送が始まります。対象は、住民票に記載されている日本国籍者及び中長期滞在者、特

別永住者の外国人ということになっているようです。そして、2016年、つまり来年1月から個人番号、つまりマイナンバーの使用が始まることになっています。

どのように使われるかということになりますが、聞きますと、さまざまな場面でマイナンバー記載が義務づけられているということです。

さらに、来年1月から希望者にはマイナンバーと氏名、住所、生年月日、姓名を記載して顔写真と情報蓄積のためのICチップを添付した個人番号カードが交付されるようになるということです。

個人番号カードは、通知カードと一緒に送付される申し込み用紙に顔写真をつけて、市町村に送るか、メールアドレスを取得して申請する方法があるようです。

マイナンバーについては、今回の議会で既に条例改正や補正予算の審議の中で説明がなされましたし、審議もされました。審議をすればするほど、疑問は増します。今回の新たな制度について新聞を初め週刊誌、その他報道がなされておりますが、誰もが一番心配されているのは、この制度により個人情報の流出という問題ではないでしょうか。番号が漏れたらプライバシーが丸裸になるのではないかと、今もいろんな問題で情報流出事件が相次いでいます。政府は対策をとっていると言いますが、人間がつくり運用するものです。100%はあり得ないと思います。流出して危険がないとは言えません。不正取得やカード偽造、なりすましなどの犯罪は避けられないと思います。住基カードでも不正と防止策はイタチごっこでなされていると聞いております。

まず初めに、個人情報の流出の問題について、このような心配についてどのようにお考えなのか、お答えください。

次に、高齢者の問題です。

9月21日が敬老の日です。以前は9月15日と決まっていたようです。改めて敬老の日について考えてみました。

もともと兵庫県にある小さな村の村長さんが、昭和22年に提唱した、お年寄りを敬い、お年寄りの経験と知恵を生かした農村づくりを目的に9月15日をお年寄りの日と定め、敬老会を開いたことから始まったと言われております。その後、昭和25年からは兵庫県全体で行われるようになり、徐々に全国に広がりを見せて昭和29年、全国的に年寄りの日として制定されたということです。それから、昭和29年に敬老の日に改められた後、国民の祝日として定められています。敬老の日は、長い間、社会のために尽くしてきた高齢者を敬い、長寿を祝うとともに高齢者の福祉について関心を深め、そして、高齢者が生活向上に努めるように促すという気持ちが込められているということです。

さて、鹿島市には鹿島市高齢者憲章というものがあります。

それには、「私たち市民は、高齢者が家庭や社会で尊重され、生きがいとゆとりのある健康長寿と福祉のまちづくりを目指して、この憲章を定めます。一、高齢者を尊敬し、みんな

で支え合うまちをつくりましょう。一、高齢者が、生涯を通じて学び、生きがいある暮らしができるまちをつくりましょう。一、高齢者すべてが心身ともに健やかに、自立した生活ができるまちをつくりましょう。一、高齢者のゆたかな知識と経験を生かし、社会の一員として活動できるまちをつくりましょう。一、高齢者が安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉の充実したまちをつくりましょう。」とあります。

そして、これをもとにつくられているのが鹿島市高齢者保健福祉計画だと思えます。これは、平成12年度に策定されて、3年ごとに見直しが行われていると思えます。

さて、今、鹿島市の65歳以上の老人人口ですが、全体の人口は減少気味ですが、老人人口は急増していると言われていています。昭和23年9月現在で、高齢者は8,052人、高齢化率25.6%、昨年26年には8,431人、高齢化率27.7%、平成31年度は8,882人、高齢化率31.3%と見込まれて、全国平均より高齢化が進んでいると言われていています。戦前、戦中、戦後の苦難の時代を、身を粉にして働き続け、家庭と社会のために働き続けてきた人たちです。

高齢者は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者、豊富な知識と経験を有する者として尊敬されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されると老人福祉法には、はっきりと書かれています。

高齢者が安心して暮らせる社会をつくるということは、国、県、市における政治の重要な責任であると思えます。ところが、歴代自民政権のもと、年金、医療、福祉など社会保障制度の改悪が繰り返され、高齢者の暮らしと権利が脅かし続けられています。特に安倍内閣、自公政権は、社会保障が高齢者優遇となっている、高齢者の年金や医療を負担するために若年世代が苦しんでいるなど世代間分離をあおる宣言をして、年金支給の連続削減、70歳から74歳の医療費の窓口負担の1割から2割への引き上げなどの改悪を強行してきました。安倍内閣は、要支援者からの介護サービスの取り上げを初め、介護者に対してサービス削減などをとどめなく進める状況です。

全国的に見ますと、高齢者世帯の年収は、約2,000千円以下の世帯が37.8%、年収1,000千円未満の世帯も12.8%に上ると言われています。国民年金だけで受給している人の年金は、月平均4.9万円、女性の厚生年金は月平均110千円だということです。老後破産などということも言われていますが、自殺者の中に、高齢者が占める割合は日本のトップクラスといえます。これでは優遇どころか、高齢者の貧困、生活破壊が社会の大問題になるのも当然のことだと思えます。

このような状況のもとで、貧困ゆえに高齢者の悲惨なニュースも少なくありません。最近のテレビニュースでは、母と子の2人暮らしで2人が死亡していたというニュースです。数日たって発見されておりますが、息子が病気のため先に死亡して、寝たきりで動けない母親もそのままの状態で亡くなったということでした。病気で病院にも行けなかったんでしょう。役場の人だったと思えますが、「ひとり暮らしや老夫婦で問題ある家庭はチェックをしてい

るが、若い人と暮らしている人は状況の把握をしていなかった」と言われていました。

また、これまで生活保護で1人で暮らしていた老人は、高齢化のため息子のところで暮らすように言われ、息子のところに同居したが、息子と同居した途端、生活保護を打ち切られて生活ができなくなったということでした。今では、どんなに若くても仕事がなかったり、わずかな収入で若い人も1人でやっと生活をしているという人も多いです。生活できる状況でないという人が非常に多くなっています。このような状況はテレビで放映されたように、よそごとではありません。鹿島市にも1人でさえやっと生活している、そういう親のもとに失業した子供が帰ってきて、わずかな年金で生活を支えている人、仕事を探してもなかなか仕事はありません。たまに賃稼ぎに行っても、長く働くところはそう簡単にありません。また、市内には無年金の方もいます。子供と生活をしているのに、生活保護も受けられず、公共料金など滞納が続くという状況の中、生活を続け、知り合いなどから借入れをしながらの生活という家族もあります。

冒頭言いましたように、国民年金だけ受給している人は平均49千円といますから、もっと少ない人もいるわけです。鹿島市で生活をされているひとり暮らしや老人世帯の経済的な実態を十分につかむことが急がれていると思いますが、その実態はつかまれているでしょうか。

次に、安全・安心のネットワークづくりの問題です。

ひとり暮らしの高齢者が年々ふえています。誰にもみとられることなく、孤独死ということは全国でも珍しくありませんし、鹿島市でもこのような事態は起きています。その背景は医療制度の連続改悪、生活保護制度や介護制度の問題を初め、いろいろあると思います。つまり、高齢者福祉の大幅な後退が大きな問題になっていると思います。

このような中で、高齢者の孤立化などふえています。孤立化の状況をなくさなくてはいけないと思います。御近所の方が訪ねても、対応してもらえない。また民生委員さんも大変なご苦労をなさっています。しかし、いろんな問題にぶつかっていらっしやいます。私は、この問題については、行政が責任を持って地域住民の皆さんと協力し合って高齢者を支えるネットワークをつくることだと思います。鹿島市で漠然とネットワークと言っても大変だと思います。私は、まず小集落においてモデルケースをつくったと思います。そのために今、鹿島市の中でも一番高齢者が集中していると思われる西峰団地をモデルケースにして取り組んだらどうかと思います。既にこの地域では、ひとり暮らしの高齢者の方が多く住んでいらっしやいます。民生委員の方や団地の中に任せるだけでは大変な状態にあります。地域の人も民生委員さんの方も、本当に努力はされておりますが、どうにもできない状態がたくさんあります。西峰団地におけるネットワークづくりについて、お答えください。

次に、高齢者向け住宅の増設の問題です。

この件について、私はずっと提案を続けています。鹿島市は住宅家賃が高いということで、

皆さんが困っています。これは高齢者だけの問題ではありませんが、さきの案件のときも申しましたように、国民年金など収入の少ない人に入れるところはありません。20千円なんていうところは珍しいです。もちろん国民年金受給者に20千円でも借りることは困難です。まともに借りようとすれば35千円は安いところ、ほとんどが40千円から45千円、それ以上です。これでは家を借りることはできません。

住宅建設については年次計画のあることもわかります。しかし、それでは、もう遅いんです。もしすぐに建設ができないのなら、空き家などを初め、民間の住宅を市が借り入れて収入に見合う家賃で貸すというような取り組みだって私は考えることができると思いますが、いかがでしょうか。つまり高い家賃に対する補助制度ということになりますが、これに対してお答えください。

最後に、グラウンドゴルフ場の問題です。

グラウンドゴルフの愛好者は、ますますふえているようです。それに合わせて、いろんな大会や交流試合が取り組まれています。大会や交流試合をやるのに一番問題は、計画日に雨が降るということです。練習だったら、次の日も、次の日も天気がいい日を選べばいいということになるわけですが、多くの人が集まってプレーをやるわけですから、雨だったからといってすぐに次の日、晴れた日にと変更するわけにはいきません。ですから、雨でも利用できるグラウンドがふえています。この近くでは嬉野市や江北町にあります。ここのコートは、全天候型になっておりますので、どんなに雨が降ってもプレーができます。私も何度か両方のコートを利用させてもらいましたが、雨が降ったときもプレーをやめずに済みました。

私は、鹿島市にも全天候型のグラウンドの建設が必要になってきていると思いますが、いかがでしょうか。もちろん、こういうグラウンドになりますと、グラウンドゴルフに利用するだけでなく、多目的グラウンドとしても利用できると思います。

そして、ただ、これはグラウンドゴルフをする、スポーツをするというだけでなく、その後のいろんな飲食関係を含めて経済的効果も大きく出てきております。このようなことを踏まえて、ぜひお考えいただきたいと思います。

次に、トイレの問題です。

これはもう細かく言いません、何度も繰り返しております。これまでどのように取り組まれてきたのか、実現までどうなのかということについてお答えをいただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（松尾勝利君）

執行部の答弁を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

それでは、お答えいたします。

憲法をめぐる話がございましたので、それは私から、御指名ですからお答えをしたいと思います。

います。

なお、先般、佐賀新聞に載っていましたがアンケートについて少し解説をせえという話でございましたから、若干時間を頂戴することは、あらかじめ御了解をいただきたいと思います。

このアンケートは、非常に簡単というか、黒か白かという質問だったですから、必ずしも私の意を尽くさないところもありましたけれども、方向としてはおおむね書いてあるようなことですし、私が伝えましたことは、別のところでコメントしてありましたのでね、おおむね御承知だと思いますが、憲法というのは、御承知のとおり、非常に微妙な問題ですし、大切な問題ですから、少しポイントを特定してお話しておきたいと思います。

まず、戦争法案というお話ございましたが、これは、私も法律を勉強した人間のうちの一人だとすれば、これは戦時国際法のことをいいますのでね、今、問題になっているのは、戦争法案というのは、いわばラベルでございまして、正確には安全保障関連法ということになっていますので、そのところは理解をしておいていただきたいと思います。

現在の提案される法律で11本関係ございまして、まとめて提案をされております。恐らくこれが憲法違反という設定ですけれども、憲法違反という議論をするときは、できればどの部分が、どの行為が憲法の何条に違反すると言っていたほうが一番議論がはっきりするんですが、法律全体が憲法に違反しているというのは、ややちょっと乱暴な議論ではございますが、それはそれとして、現在、今時点でどういうことになっているかわかりませんが、参議院でも混乱をしているということでございますから、そのところは前提にしてお話をしたいと思いますので、今、憲法違反かどうかというのは、戦争法案というのは本質ではございません。

まず前提として、憲法は、前文と130条の規定から構成をされている我が国の最高法規、これは議論の余地のないところですね。

そこで、多分、議員がおっしゃったのは、その中で今回提案されている法律の中の自衛隊法の一部改正法案と、憲法の前文と憲法の9条との解釈のことを中心に議論をしておられると思いますので、そこんところをお話をしたいと思います。

一応、私も法案を全部読んでみました、ちょっと長かったんですが、正直わかりやすいとは言えないですね、これは。そこはもう、やむを得ない部分があります。なぜかと言ったら、微妙なだけに専門用語をいっぱい使って書いてありますから、ただ、一つ言えるのは、国民向けではないなという感じはしましたけど、ある意味で法律は疑いのないように書かんといかんということだと思います。そのあらわれで現在、国会でも専門用語が飛び交っていますよね、質問する人も答える人も。聞いている人にわかりやすいかなという心配はしております。

それから、もう1つのポイントの4番目は、憲法解釈というのは非常に難しいんですよ。特に私たちの国の憲法は、制定以来70年間、一度も改正をされていないということでございます。

まして、まず、憲法の改正は難しいという、何か一種の神話みたいなものがございましてね、改正のことを議論したら悪人みたいに言われるというようなことがありますので、恐らくそういう背景があるんだと思います。

それから、憲法解釈をするときは国際条約との関係を絶対頭に置いておかんといかんですよ。今、私たちの国の憲法と関係がある国際条約というのはいっぱいありますけれども、大きく挙げれば1つは国連憲章だと思います。それから、2つ目がサンフランシスコ講和条約、それから、もう1つは日ソ共同宣言。これはどんな書物でも講義でもするときは挙げられるわけですが、ひとつここで理解しておいていただきたいのは、今議論になっています集団的自衛権、これは全ての文章に我が国は保有していると書いてあるはずですが、ただ、保有しているけど使わないと、そのところが今、議論になっているんじゃないかと思えますね。

それから、もう1つは、当然、法律論争ですから最高裁の判例、これがどうなったか。今回の議論でも学者の方々とか、国会でも判例を適用したほうがいいとか、あれは使えないとか議論がありました。例えば、典型的なスタンレー判決ですけれどもね、そんなことがございます。

それから4番目に、じゃ、70年間、政府は公定解釈をどうしてきたらうか。2段階あったように私は思うんですよ。1段階目は、昭和32年だったと思いますが、国の防衛の基本方針というものを発表されております。これは去年おとし改定をされていますが、基本的な考え方は変わっておりません。

最後に、決定的ではございませんが、多くの学者、学説がいろんなことをおっしゃっております。当然のこととして、最終的な判断は最高裁判所でございますけれども、今言ったようなことをどういうふうにするか、どういうふうにするかということが憲法の議論をするときに、私は大事じゃないかと思っております。

それで、私自身の考えを言いますと、一つは字面だけではなくて、一体国をどうやって守っていくんだらうかということが前提にないといけません。やや評論家的に言いますと、どうも集団的自衛権の細かいところを政府でアウトだというふうな議論をしてあるんですけれども、どうも私たちの国はどうやって今から守っていくんだらうか、あるいはどうやって守ってきたかということがちょっと抜けているかなという思いをしております。これがポイントの5つ目ですね。

私、勝手に、じゃ、どういうふうな分け方があるのかと思ってみたんですが、いっぱい挙げている人いますよ、10種類とか20種類とか。そんな混乱しますから、私は4つに分けてみたんです。

1つは、自分の国は自分で守る、ある意味で当たり前ですよ。そうすると、独自の戦力を持たんといかんということになります、非常に簡単に言うんですよ。

2番目が、いや、そうじゃないよと、憲法に書いてあるとおりに、ほかの国の信義、信頼してですね、もう戦力持たんでも大丈夫だ、我々は戦争しませんと言っておけば平和ですよと、これ2番目だと思うんですね。

3つ目が、いやいや、今の世の中そんなことでは平和を保てないと、やっぱり考えが同じの人だけ集まって集团的に同盟国をつくらんといかんねというのが3つ目じゃないかと思えます。

最後が、国連に期待する、国連軍をつくってくださいと、全部国連にお任せしますと。

さて、私たちの国はどうしてきて、これからどうするだろうかと。そのところを議論しないと、いきなり集团的自衛権と言うからあるとか、ないとか、どこか助けに行ったら、それは該当するかという議論になっているんじゃないかなと思っております。

ということを前提でしますと、これまでの経緯を少し振り返ってみますと、文章をそのまま読みますとね、制定当初、平和宣言して戦力持たんかったら交戦権も放棄しますから、日本は平和だと字面どおり読むんですよ。

これは、議員はもう既に御承知だと思いますけど、あなたが所属される政党は、制定時はこういう考え方だったですね、どちらかというんですね。だから、現在の憲法には実は反対をされたんですね。私は学校でそういうふうに習った記憶がございます。最初は第9条に反対をしておられたということですが、現在はちょっとわかりません。私も最近のそういう動きは承知いたしておりませんから。

ただ、現実の政治の動きは、米国との安全保障関係、これが50年間ぐらい続いてきて、片方、自衛隊の存在がある程度認知をされてきたということだと思います。これは、私の3番目のスタイルですし、憲法の字面どおりじゃなくて変遷という言葉は僕は習ったのを佐賀新聞のアンケートに使っておきましたけど、変遷をしていると考えていいのかなと思っております。

そういう意味で、どうするか。最後の国連に期待するで、正直言って実現可能性、理想形ですけれども頭をかしげる。ますます現在のような国際情勢が混迷をいたしておりますと、そこで政府はどうお考えになったかなというのにたどり着くわけですよ、強いて言うならね。今のままでいいだろうかと、アメリカと中国はどうするか、ロシアはどう判断するだろうかと、そこで多分従来はCの形でやってきた、3番目の形でやってきた、それを、9条を解釈で変えて対応しようと、これは変遷論というんですよ。絶対認められていないやり方ではないんですよ。

例えば自衛隊、自衛隊は憲法違反だと、議員の所属される政党はそういうふうにおっしゃっていますよね、憲法違反だということを。しかし、今、そういう議論は、少し全体としては影を薄めております。まさにこれこそ変遷論そのままなんですよ。そういうふうと考えていきますと、変遷の対象として、憲法解釈の範囲内でいけるのかという議論があります。

ただ、私はそこに書いておきましたように、その範囲、その条件は満たしていないと思いますよと、私自身はですよ。そういうことであるから、変遷論では対応できないだろうということで、どうも今の憲法と合致しているとは思えないということで、黒か白かという話になっていますから、手元に多分ごらんになっているのはそのアンケートだと思いますが、そういう結論を出しておきました。

あと少し長くなると申しわけないんで、今の国会の状況からいってどうだろうかと私自身の思いといいますか、考えを結論で言うておきますと、違憲ということもありますけれども、審議は尽くされていない、みんなに説明していないじゃないか、要はわかっていない、これがかなりのシェアを占めるということとも言えますから、慌てないで、いわゆる継続審査、継続審議というんですか、その対象にするという道があるのかなと、私は結論としてそう思いました。

したがって、佐賀新聞のアンケートの解説に戻るわけですがけれども、1番は、この時点で採決するのはちょっとタイミング的によくはないんじゃないかと、そういうふうに書いております。2番目は、変遷ということを恐らく政府はとろうかなとされたんじゃないかと、これは私が思うんですけれども、その条件を満たしていないだろうということですね。ただ、集団的自衛権を議論するんだったら、その前にどうやっていくんだろうかということがないと、また同じ道をたどるのかなというふうな気がしています。

限られた時間なんで意を尽くしませんけれども、そういう考え方で、あのアンケートには答えておいたということです。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

私のほうからは、マイナンバー制度の開始に伴う個人情報の流出の危険性についてどのように考えているのかという御質問にお答えをいたします。

マイナンバーですけれども、先ほど松尾議員が御説明いただきましたように、マイナンバーは、各機関が管理する個人情報、これが同じ人の情報であることを確認するために活用されるとされております。マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤インフラということで、今回開始をされるということになっております。

議員がおっしゃられますように、個人情報の活用をすれば、要するに利活用すればするほど個人情報を扱うわけですので、その個人情報の流出については心配な面が出てくると私たちも思います。この個人情報保護対策として、国のほうでは制度面とシステム面から、制度面では、収集、保管の禁止でありますとか、法律に定める場合がある場合を除いては収集、

保管をしてはいけないとか、収集する際には本人確認が必要であるとか、罰則などの制度面、それから、システム面では情報を分散管理するとか、そういったシステム面での対応をされているようです。

鹿島市においても、システム面につきましては住基システム、これを使っておりますが、杵藤広域圏で共同運用を行っておりますので、回線については専用回線でインターネットが接続できないようになっております。そこから外部へ漏えいすることはないと思っております。

また、マイナンバーを含む個人情報、インターネットに接続できるパソコンでは取り扱わないということで指示がっておりますので、鹿島市もそのように対応をしております。システム面ではそのような対応をするということと、制度面からですけれども、これは個人情報保護条例をお願いいたしましたように、必要な改正を行っております。

また、庁内でマイナンバーを業務で取り扱う部署は、担当業務で取り扱いについては、これまで国ないし県から研修を受けておりますので、そういった対応をいたします。

市役所全体では、個人情報のセキュリティー強化対策といたしまして、副市長を責任者として庁内体制を整え、マイナンバー制度の運用開始に対しても、庁内で情報を共有し、適切な対応ができるよう図っていくつもりでおります。対応については、そのように考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

私のほうからは、高齢者の経済的な実態はつかんでいるのかということと、ネットワークづくりが必要ではないのかという2点についてお答えをいたします。

地域の高齢者や生活困窮者の実態を最も御存じなのは、各地区の民生委員さんや区長さんだというふうに認識をしています。

民生委員の役割は、地域の中で住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うこととされております。民生委員は6地区ごとに毎月会議を開催され、意見交換などを行っておられます。その場所に市のほうからは福祉事務所、保険健康課の担当、社会福祉協議会からもそれぞれ担当者が出席をいたして情報共有を図っているところであります。問題や心配事がある家庭については、協議をしながら必要な福祉のサービスの紹介を行ったり、介護保険、それ以外のサービス利用につながっているものと考えております。

なお、平成25年度には、介護保険のサービスを受けていない65歳のひとり暮らしや高齢者のみの世帯の調査を行い、現状把握を行ったところであります。この調査についても民生委員に各地区内の高齢者の実態調査をお願いし、必要があれば地域包括支援センターのほうか

ら訪問をし、現状把握を行ったところです。

平成27年度から始まった生活困窮者自立支援事業についても研修会をされ、その制度の学習をされており、必要な情報提供を今いただいているところであります。

今後も、重要なことは関係者が情報を共有することと考えており、これまで以上に各担当なり民生委員さん、区長さんなりと連携を図っていき、実態の把握に努めていきたいというふうに考えております。

ネットワークづくりが必要ではないかということでの質問ですが、現在、地域での見守りネットワークについては、市のほうでは次のような事業を行っております。

利用者数とあわせて御紹介をいたしますと、近隣の方が見守りのネットワークをつくっていただき、ある特定の高齢者を見守っていただく愛の一声ネットワークというシステムがございますが、その加入者が165ネットワーク、電話機に専用の通報装置を設置し、緊急時にボタンを押すことで3人の協力者へ自動的に電話をかける緊急通報装置の設置者が174件、弁当配達と同時に、安否確認を行う配食サービスの利用者が108人、ほかに社会福祉協議会の事業として取り組まれている、かかりつけ医や連絡先などを記入した容器を冷蔵庫に入れておくという安心キットの設置者が989人となっています。また、各地区では、食生活改善事業やいきいきサロンというような、自主的に活動を行われているところもございます。

また現在では、認知症の高齢者が多いということで、各地区に出向いて各種の団体を対象にした認知症サポーター養成講座というのを実施しております。また、そのフォローアップ研修として、先日、徘徊声かけ訓練というものを実施いたしました。これの目的については、地域で高齢者を見守るという体制を構築していきたいという目的で開催をしておるものでございます。高齢者を見守るネットワークづくりは必要と考えておまして、今後も高齢者を含む全ての方が、いつまでも住みなれた地域で安心して生活できるような体制の推進を図っていきたく考えているところであります。

先ほど議員、西峰住宅をモデル地区でということでの御提案がございましたが、当然、先ほど申し上げましたような、例えば愛の一声ネットワークというようなシステムを活用されている方も西峰住宅の中にもいらっしゃいます。既存のシステムを利用しながら、今後どういったネットワークができるのかということを研究させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村直子君）

先ほどの生活保護の実態についてお話しします。

8月末現在の鹿島市の生活保護世帯は165世帯196人、高齢者世帯が92世帯、障害者世帯が20世帯、母子世帯が4世帯となっております。

ことしになって、保護の相談が月平均四、五件、ほとんどが年金収入が少なく、病気になったため医療費が払えないとか、あと、家賃が払えないなどの相談でございました。新規保護世帯は、大体月二、三世帯となっており、4月から10世帯以上の増加があります。

そういった中、先ほどの生活保護の打ち切りがあったというお話ですけれども、生活保護の種類には、生活扶助や教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助などがございます。

2人世帯の場合を例として申し上げますが、例えば、夫が82歳、妻が80歳の2人暮らしの年金収入が58千円あったとして家賃が25千円のアパート暮らしであれば、2人の最低生活費が88,950円となり、それに家賃の25千円を上乗せし、合計が約110千円ぐらいになりますか、それから年金収入の58千円を引いて、残る55,950円が保護費の支給となります。

先ほど、2人暮らしになったことで保護が打ち切られたというのは、この最低限の生活費以上の収入があられてのことだと思いますので、その場合は打ち切りとならざるを得ないと思います。ただし、ほかにもこういった感じで新規で認定していますように、本当に実態を調べて、預貯金なども調べますが、そういう世帯の方がいらっしゃったら、生活保護もしくは生活困窮者自立支援事業でサポートすることができますので、今後も情報をいただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

私のほうからは高齢者向け住宅の増設をということで、高齢者向け住宅の建設等に関しましての御質問の要旨としましては、低所得者、低年金の高齢者の方向けに住宅確保と家賃補助等ができないかという内容と受けとめましたので、この内容について御説明したいと思います。

御質問の内容につきましては、低所得者、そして低年金の高齢者の方々を対象とする住宅確保、建設を含めたこの方々への家賃補助、大きく2点だったと思いますけれども、結論のほうを先に述べさせていただきますと、市営住宅の所管の都市建設課サイドとしましては、国で定める公営住宅に関しましての法律の基準において運営をしております、並びに市の条例も制定しております。御質問の2点の対象としましては、現在行っていると判断しておりますので、大きく変更することは現状のところは考えていないという状況です。

この理由といたしまして、まず、家賃のほうにつきましては、これまで新しく市営住宅を建設した場合は、家賃については公営住宅法に基づいて算出をしていく必要があります、市のほうもこれを守っております。

具体的な算出方法を御説明いたしますと、建設部分及び敷地の時価をもとに、まず、基礎価格を算定して近隣の民間アパート並みの家賃を設定いたします。その設定されました民間

アパート並みの家賃を上回ることがないように、家賃算定基礎額に市町村の立地係数、規模の係数、経過年数及び利便性の係数を乗じまして、市営住宅の家賃というものは設定をいたしております。

このため、今後、高齢者向けに新しく建設の方向にもし至った場合、法で定めた家賃の算定方式から外れた形での市営住宅の極端に低い家賃というものは、設定自体は難しいかなというふうに思っております。

なお、現在の鹿島市の市営住宅では、先ほどありました高齢者の方々、あるいは所得が低い方々、住宅に困っておられる方々、この方々に低家賃で入居していただくということを目的としておりまして、先ほどの算定方式に基づいて、その目的に、現在、対処に努めているところでございます。

次に、住宅の確保、建設につきましては、もし市営住宅で家賃を抑えるとすれば、その住宅の建設に係る建設費自体を極力抑えるしかないのですが、建設につきましても構造や間取り等、入居者に安全で耐久性にすぐれた住宅になるように、これも公営住宅法に基づく公営住宅等の整備基準というものがございまして、それに沿って建設をしなければならないというふうになります。これが大前提でありまして、鹿島市のほうでも鹿島市市営住宅等の整備基準に関する条例を定めておりまして、この基準で運営しております。

これらの前提条件にあわせましたところ、当然のことながら、建設費も当然、安全・安心を満たすために一定の費用がかかることになり、先ほど申し上げました、現在設定しております家賃以上の低家賃という形では市営住宅は、法律に基づく公営住宅の建設や運営に合致しないこととなりますので、そこら辺は今後、調査研究の課題かと思っております。

そして先ほどありました、建設が無理ならば、高齢者に対しての家賃補助のようなものはないかという部分があったと思っておりますけれども、先ほどありました西峰等の市営住宅の家賃は現在、先ほど申しました法の基準に基づいて算定したいと今のところ考えているところでございます。その形、方向性が変わった場合は当然、今後、高齢者の方々への対処をどうするかというところは、議会のほうへもきちんとお諮りをしながら報告をしていきたいと思っております。

このことから、先ほど答弁のほうでありましたけれども、高齢者の方々が安心して暮らせる環境をつくるという意味では、市としても何かしらのお手伝いといたしまして、今後、そういう御相談を受け付け、あるいは解決するための協議等の場に入ってよい知恵が出てくることにつながるように、市役所内部の、市民部あたりになると思っておりますけれども、関係課と連携をいたしまして、高齢者の課題解決に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

澤野生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤野政信君）

私のほうからは4項めの全天候型のグラウンド整備、それとトイレの設置につきましてお答えをいたします。

鹿島市の社会体育施設でございますけど、昭和47年に建設された市民体育館でございますけど、これを筆頭に建設からもう数十年経過をしている施設が多数ございます。

グラウンドゴルフ場がある蟻尾山公園にも、平成8年に建設されました陸上競技場、それと13年に建設されました市民球場などの施設がございます。

陸上競技場でございますけど、まだ建設されてから20年経っておりませんが、昨年度が写真判定器の装置、今年度はレーン改修ということで整備改修が必要になっております。また来年度には市民体育館、こちらのほうの外壁補修ということで予定をしております、年々そういう補修、多額の整備費が必要となってきております。そのために、緊急性や安全性を第一に考えて優先順位をつけながら整備をしておるというのが現状でございます。その現状を踏まえて、議員おっしゃるように全天候型のグラウンドを整備するということになった場合、検討、問題点いろいろ出てくるかと思えます。

議員おっしゃいましたように、規模としては、グラウンドゴルフ場だけでなく、言われましたような多目的施設ということの考えだと思います。これをつくった場合は使用者ですよね、議員おっしゃるように、大会あたりは、当然日にちは決められて、全天候型というのがいいと思いますけど、実際練習とかそういうふうになった場合、近隣にも調査に行きましたけど、実際、両方の施設、全天候型になりますと当然有料になります。普通のグラウンドでしたら無料でございますので、両方に予約をしておられてキャンセルというのが多く見られるというのがございました。

それと、あと当然ですけど、それを整備するに当たっては多額の工事費がかかるということで、江北町が平成2年、嬉野市が平成24年に整備をされておりました、江北町は、ふるさと創生交付金を利用して、嬉野市は国庫金とあと合併特例債、こういうのをを用いて整備をされております。

整備の金額も結構億単位で両方ともかかっておりました、そういう理由から、現状では全天候型のグラウンドを整備するということは考えておりませんが、将来的にですよ、これは将来的でございますけど、市民体育館の建てかえとか、そういう時期とあわせて、市民の皆さんの声とか議員の御意見、それと補助事業ですね、当然ですけど単費ではなかなかできませんので国庫補助、そういうのをいろんな方面から検討しながら、そういうことは考えられるのではないかと考えております。

それとトイレ、今回も設置ということで通告はあっておりますが、前回と同じ答弁の繰り返しとなりますが、あの場所ですね、当然ですけど、公園内にトイレが整備されているとい

うことで、今のグラウンドゴルフ場は整備をされております。そういうことで、今の現状のトイレを、若干不便ではございますけど、御利用いただくということを御了解お願いしたいと思えます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

それでは、2回目の質問に入りますが、市長のほうから詳しく御答弁をいただきましたがね、これずっとお互いにしていましたら時間が足りないし、私もあと23分しかありませんので申し上げませんが、憲法違反の問題ですね。これは細かくは私も憲法学者でもありませんが、今言われているのは、結局、特に憲法に詳しいといいますかね、例えば中央公聴会でも国際法学者の松井さんというのですか、名古屋大学の名誉教授なんかは、結局、集団的自衛権の問題で、日本人の命を守るためだと政府が言ってきたのを審議の中で、日本人が乗っていないなくても云々というふうな答弁がありましたね。

そういういろんなものがありました。結局、名誉教授の指摘は、軍艦は武力紛争のときには合法的な攻撃目標になるんだと。これで民間人を退避させることは、およそ考えられないというようなことで、結局、攻められてきたら、こっちは攻め返すという、この攻め返すという部分については、国会論議の中で答弁もありましたからね、そういうもろもろの一つ一つが重なって、やっぱり憲法9条に違反しているというふうな、そういう議論が出てきているということは、当然のことだと思います。特に先ほどから言われているように、まさにこの集団的自衛権行使の問題が大きな問題になってきていると思います。

まだいろいろ一緒に議論をしたいんですが、それをしよつたら、きょう一日かかると思いますので、これでこの問題については終わりたいと思いますが、今、国会がどういう形で参議院が進んでいるかわかりませんが、やはりきょうのようなぶざまな、子供でもしないようなああいう会議のやり方、国会ルールを無視したようなやり方を絶対に許せないという立場で、やっぱり気づいた人たちがそれに声を上げていく、今の法案がどうなのかということに対してやっぱり声を上げていくということが、今一番重要な時期じゃないかなと思っています。

この問題については、以上で終わりたいと思います。

次に、マイナンバーの問題ですね。

やっぱり一番心配なのは流出の問題ですね。これで私、初めはよくわからなかったんですけど、これは全国民に、1人に1つずつということで赤ちゃんまで来るんですね、赤ちゃんまでね。じゃ、このマイナンバーカードをどういうふうな形で個々が守っていけるのか、家族としてはね。例えば、正直申しまして、私もいろんなカードを持っていますが、そういう

カードも十分に管理できないというふうな状況のときもあります。紛失することもあります。国保カードを紛失することもありますかね、そういうときに、どうなんでしょうかね、本当にこれを自分のものとしてみんなが守り抜けるのかどうかですね。こういうカードがあつて本当に暮らしにプラスになるのならね、私はわかるんですが、いまだに多くの人たちが、このカードが何のためにあるのかという理解ができないでいるのがいっぱいあります。先ほどの戦争法案より、まだ理解できていませんね。

例えば、（現物を示す）これをきょうもらいましたがね、これを各地域に回覧で回されましたね、回覧。この大事な問題をですよ、うちも回覧で回ってきました。回覧板というのは早く回さんといけませんからね、これを十分に理解できるまで、それぞれの家族で見る余裕というのは余りありませんね。コピー機でもあるところはコピーでもしとって勉強しようか、どうなるかという判断ができるんですよ。

私、何人かの人に聞いたんです。「回ってきたろう、回覧板で」て。どういう答えが返ってきたと思いますか。「回ってきたばってん、何ちゃわからんけん、早う回覧は回さんなんけん、次に回した」と、ほとんどの人がと言ったら語弊になるかもわかりませんがね、（現物を示す）これを詳しく見ている人が果たしてどれだけいらっしゃるのかと。私は、これが本当に今から市民の生活、国民の生活に大事なものであれば、徹底してわかってもらえるためにこれは個々に、極端に言えば、カードをもらう一人一人の人にやらなくちゃいけない。そして、これを十分に理解してもらわなくちゃいけないと思うんですよ。

確かにこれだけの冊子をつくるのには、お金もかかるでしょう。しかし、これは市がしなくていいと思うんですよ。国がね、もちろん国も国民の税金ではありますがね、国がせろと言うことですから、私は、国がね、これを全マイナンバーを持つであろう人たちに配布をすべきだと思うんですよ。そうでないと、わからない。

今、ケーブルテレビでも流れていますよ。私もじっくり座って見ることはありませんがね、動きながら見ていますがね、正直言って、今、少しだけかじりましたのでね、何とかケーブルテレビも理解できる部分もありますがね、本当これは、市民の皆さんに十分理解してもらおうということは簡単な問題じゃないと思いますが、その辺どうなんですか。そのことによつて、このマイナンバーカードを自分のものとして、どう管理していくか何かということについても違ってくと思うんですよ。そういう面で、このままこれを回しただけで終わりにするのか、皆さんに理解してもらうためにもう少し何かした工夫をするのかね、それがないと、私は大変だと思いますよ。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

マイナンバー制度についての市民の方への御理解をいただくための対応、お知らせということになるかと思えます。

先ほど松尾議員がおっしゃいました、(現物を示す)これは政府の広報紙でございます。これは国のほうから、県を通じてですけど、鹿島市のほうに配布がありましたのは2,000部でした。そういったことで、できるだけ市民の方に見ていただきたいということで、回覧で千何部必要ですので、そういったことで、お一人お一人に届けることはもちろんできませんでした。そういったことで回覧という方法を取り、また各市の機関などには、これを置いて見ていただくような対応をしたところでございます。

ほかに周知ということでございますけれども、できるだけ確かにマイナンバー制度については、まだ市民の方がよくわかっていただいているわけではないという、情報は不足していると確かに思います。そういったことで、できるだけ的手段、ケーブルテレビでありますとか、手段はとっているところでございます。

今、当然、鹿島市からも広報をしなければいけないということで、市報には7月号から特集を組んで掲載をしているところでございます。7、8、9と3カ月マイナンバーについての制度の周知をしたところでございます。で、10月いよいよ始まりますので、今、校正中ではありますが、特集という形でマイナンバーについてお知らせをするということで考えております。

そういったことでマイナンバー制度、鹿島市が広報をするという意味で一番大事にしているのは「広報かしま」、広報紙でございますので、これにできるだけ詳しく載せて御周知をして、制度について御理解をいただくよう努力してまいります。

以上です。

○議長(松尾勝利君)

14番松尾征子議員。

○14番(松尾征子君)

じゃ、マイナンバーについては最後にしたいと思いますがね、このマイナンバーを持っていないと、生活上、困ることは何ですか。これが配布されるんですね、そういう制度が始まったときに持ってないと市民が困ること。

○議長(松尾勝利君)

土井企画財政課長。

○企画財政課長(土井正昭君)

お答えをいたします。

マイナンバー制度、通知カードと個人番号カードという2種類ございます。10月に各市民の皆様には配られるのは通知カードというものでございます。これは、お一人お一人の紙製の書類でマイナンバーでありますとか、住所、氏名、生年月日、性別、これが書かれておりま

す。これは、いろんな手続をする際に、マイナンバーという自分の番号を知るための通知、知るための番号だと思っていただいて結構だと思います。

もう1つ、個人番号カード、これは写真つきのカードになります。これは通知カードが届いたのに申請書がありますので、申請をしていただいて個人番号カードというのを取っていただくこととなります。これは写真を添付して、先ほど議員がおっしゃいましたようにICチップですね、こういうのが登載をされたカードですね、いわゆるプラスチックのカードになります。これは、公的な身分証明書としても使えるということで、これは必要に応じて、例えば、証明が必要なときには、必要に応じて携帯をしていただくことになるかと思います。通知カードについては、もちろん個人の管理にはなりますが、御自宅なりで保管をしていただければ大丈夫かと思えます。

個人番号カードについては、通常、運転免許証でありますとか保険証などのように、そういった身分証明書のカードになりますので大切に保管をいただいて、管理をいただくこととなります。それがもし紛失するようなことがあった場合には、市役所かコールセンターなどに御連絡をいただいて、その紛失の連絡を受け次第、カードについては一時停止の処置などを行うというような形になっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今、詳しく説明いただきましたが、例えば、わざわざ写真入りをつくるのは別として、皆さんに渡された分、これが持っていないと困るといのは、それじゃ、運転免許証だとか、市役所への保険の申請ですか、何か市役所に出す分の書類については、全部それがないといけないと理解していいですか。簡単にお答えください、時間がなくなっていきます。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

通知カードについては、その必要はございません。個人番号カードが公的身分証明書として、税とか社会保障の分野で申請手続をするときには、個人番号カードなり通知カードは必要になります。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

それは決まりになるからということでしょうけど、全く私には理解できないわけで、この

前、松本議員がおっしゃった何十何万の番号、これは、例えばカードを持つとかんでも手帳に書いて、それでカード見せんばいかんということはないんでしょうね。だから、それでも結局はいいわけですよ、極端な話ね。でも、覚えるのは大変ですよ。

もう少しマイナンバーを行きたいんですが、ちょっと時間が、あと10分しかありませんので、次の分がなくなりますから。

高齢者の分については、私はまとめて質問しますがね、例えば、今おっしゃいました民生委員さんたちに努力をしてもらっていますとかね、いろんなことをおっしゃった。確かに頑張ってもらっているんですよ。その手のつかない部分をどうするかということが大きな問題になってきていると思うんですよ。なかなか受け入れてもらえないとかね、そういうところあります。

特にネットワークづくりのことで、西峰団地のことを私は具体的に言いましたがね、確かに西峰団地でも、それぞれ声をかけたりされている分はあると思うんですよ。しかし、それは一部の分であって、全体的にそれができないということで、その地域にいらっしゃる方からもどうしたらいいやろうかと、そういう御相談もあっています。だから、私は、そういうのをやっぱり組織的にちゃんとしていくためにも行政が音頭をとって、地域のそういう人たちと一緒に話し合いをしながら、じゃ、どう具体的にしていくのか、たまたまそこにある者が、気づいた人たちがする、それも当然ですけど、そうじゃなくてね、具体的にそうしていくような組織をつくり出していく、これはもちろん民生委員さんたちも一緒になってもらわなくちゃいけないと思います。今だって頑張ってもらっていますよ、本当に御苦労なさっています、今の民生委員さんね。担当も非常に多くなったとか、いろんなことがありますからね。だから、そういう点で私は、ぜひそういう形に足を一步踏み出していただけないかなということで、いろんなところで声かけ運動とかあっていますよ。しかし、それができない部分をどうするかというのが今一番問題だと思うんです。その辺について、いかがでしょう。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたように、それぞれシステムといいますか、そういう制度がございますので、そういうのを活用しながらという形で、また、今御質問がありましたように、地区全体的にどういったネットワーク、どういった組織活動ができるのかというのを、今後、研究をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

そういう研究ですね、研究アンド一步踏み出しましょうよ。私も今、西峰団地を上げましたからね、そういうところを具体的に取り上げながら、それも研究の一つですよ、一緒にやっていくのも。やったからって、すぐ成功するかどうかわかりませんよ。それは大変ですよ。それを本当に地につけて物に成すのは大変だと思いますよ。そうじゃなかったら今までにだって、できていると思います、皆さん努力しているわけですから。それができないということはね、いろんな困難があるわけですよ、その地域に入ってみると。上っぼだけではわからない、私も、そういうところ入っていますからわかりますがね、いろんな皆さんから話を聞くと、その辺の苦勞というのはわかりますよ。だから、ぜひ一步を踏み出して、そこでやってそれを研究の材料としながら、研究に使うのは悪いですが、しかし、そうでもしないと進んでいかない。そういう形でぜひ進めていって、それを鹿島市いっぱい、本当に鹿島市のお年寄りの人はいいなというような、そういう組織づくりを私はぜひ進めていただいて、全てのお年寄りの人たちが、いろんな問題はあるけどそういう周りとのつながり、いろんな問題では安心しておれるんだよというようなね、そういう鹿島市づくりに私は努力をさせていただきたいと思うんです。

それからもう1つ、生活保護の問題で、今、基準の話していただきましたが、直接申し上げますが、そういう形で、数字的にそういうことになれば、いろんなことなく生活保護を受け付けてもらえると理解していいですか、

○議長（松尾勝利君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村直子君）

先ほども申しましたように、4月から私もケース会議に入っておりますが、やはり実態は生活困窮であり、医療がやっぱり受けられないという状況ははっきりして、歴然としたものばかりです。

だから、先ほどの要件に合う方であれば全て無条件といたしますか、ただし、いろんな制限はありますよね。預貯金と、あと車の所持ができないとか、あと高いアパートにお住まいの方は低い額のアパート、もしくは市営住宅に移ってもらうとか、あと資産を一応手放すというか売っていただくとか、そういった条件を兼ね備えた上で保護の認定をしておりますので、間違いなく大丈夫です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

それでは住宅の問題ですかね、今おっしゃったように、高いアパートに住んどって生活保護の申請せんといかんと、移らんといかんとというふうな話ありましたね。ところがね、移ろ

うとしてもないんですね、それに見合う住宅というのがないんですよ、今、本当ないです。私もいろんな人を探しましたがね、そういうことがあるので、私は続けてこういう要求を出しているんですがね。

そういう面で具体的にお尋ねしますがね、こういう住宅をいつの時点から、高齢者住宅じゃなくてもいいです、市営住宅でもいいですから、今の段階でいつの時点から着手する計画になっていますか、お尋ねをします。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えしたいと思います。

今のところ、高齢者住宅——きょうは高齢者ということですけども——建設の今後の予定というところで、現在、第六次総合計画の中でも新規の市営住宅の検討を行っておりまして、そういう中でも、子育て世代とか、そういう若い世代の部分も含まれますが、高齢者の方も、住宅がそういう部分で準備できるのかどうか、市役所の庁内での調査研究、あとでは、議会のほうへも先ほど申しましたとおり、お諮りをしながら、研究は当然必要になってくるというふうには思っております。

現時点で高齢者向けの特化した住宅の建設という部分については明言はできないところですけれども、市営住宅の建設につきましては、26年度にはなりますが、市のほうで市営住宅の建設の検討委員会で提言をいただいておりますので、そういう部分の中で高齢者の方々含めた分でニーズにお答えできる部分がどういうところかというところを今後考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

早急には、全くちょっと期待できない状況ですね。この住宅問題については以前も、総合計画の中でやっと来年からですねと言った途端、財政の問題でだめですと崩れた経験を持っています。毎年、毎年、次、次と言いながらですね。本当に市民の暮らしの問題、住宅の問題というのは大事なことなんです。ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

もう時間ありませんから、これ以上言いません。

次、グラウンドゴルフ場の問題ですね。お金が要るのもわかりますがね、私も、大型事業ばかりするなと言っています。言っていますけど、何に必要なのか、何が不要でないか、その辺の見きわめ、私それは大事だと思うんですよ。

今は、やっぱりスポーツ人口もふえていますし、いろんな面で大きな進展があつておりま

すがね、そういう面を考えながら、これは全体には市長が考えることでしょうけど、全体的なこれからの事業というのは見直すべきところは見直しながら、進めるところは進めるといふ形での、そういう形での取り組みが私はどうしても必要になってくると思います。

それからトイレの問題ね、何遍言っても同じ答えしか返ってこないとわかりますがね、わかりますが、不便なんですよね。いつかも言いましたがね、トイレの、なるべく近くに置いとくやいいですよ、プレーをしているとき、一番下のほうでしとって、ちょっと待ってとプレーをとめるわけいきませんがね、そういう現状だってありますよね。だから、いつかも言いましたが、男性の方はその辺でちょっとごめんなさいもできるでしょうけど、あるんですよ、現実的にそういうのがね。だから、それはよくないですよ。

だからぜひ、これは多くの人の声なんですよ。私が1人でぎゃあぎゃあ言っているんじゃないです。皆さんからいつも言われてね、グラウンドゴルフ場に行って私の顔を見るなり、「トイレどかんだったね」て、私の顔が今トイレに見えているみたいですがね。ぜひこういう面で、いろいろありましようが、もう一遍考え直して取り組んでいただくということをよくお願いして質問を終わりたいと思いますが、マイナンバーはもう要らないと思います。そういう声を国に出してください。戦争法案も皆さんと一緒にやめさせていきたいと思いません。

以上で終わります。

○議長（松尾勝利君）

以上で14番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。11時30分から再開します。

午前11時21分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、2番片渕清次郎議員。

○2番（片渕清次郎君）

おはようございます。2番議員片渕清次郎でございます。通告に従いまして、有明海漁業における第五次鹿島市総合計画の検証と第六次総合計画での取り組みについてをテーマに質問をいたします。

今から18年前、平成9年の諫早湾潮受け堤防が閉ざされて以来、有明海の異変、漁業被害、赤潮の発生、タイラギ、アサリ、アゲマキなどの貝類の死滅、ノリの不作などが毎年のように、繰り返し繰り返し起こるようになり、そのたび、多くの漁師さんたちが不漁に悩まされ、水揚げの減少で苦しんできたと考えます。現在、国を相手の開門訴訟も、あけるのか、閉めたままなのか、今のところ、先行きが見えない状態です。環境問題につきましても、まだま

だ研究段階で問題解決までの答えが見えていない状態です。

ただし、こちらはラムサール条約への登録が認められ、関心も高まってまいりました。これからは環境改善に向け、よい方向に行くのではないかと期待しております。

ただ、海で生活する漁師さんたちは、この先、何年も悠長に待ってられないわけです。生活がかかっているわけですから。異変の原因がわからなければ、解決に向けた動きも、水揚げをふやすための投資もできないわけです。

ことしも間もなく秋も深まってまいりますと、いよいよことしの有明ノリづくりがスタートします。ことしは何とかノリが豊作となりますように願うばかりです。また、207号線沿いの名物となってまいりましたカキ養殖もシーズンに入ってきます。こちらも豊作となることを願っております。

さて、これから質問に入りますけれども、まず、総括質問として、有明海再生に向け、国はもっと当事者意識を強く持って、今まで以上に有明海沿岸の4県と連絡を密にとり合い、しっかりと動いてもらいたいと考えます。

当鹿島市におきましても、有明海の深刻な漁業被害を県や周辺市町と足並みをそろえて、特に、この鹿島市沖の西南部海域が本当に異常度が高いと思いますので、強く強く国へ申請していただきたいと考えますが、樋口市長のお考えをお尋ねいたします。

私は有明海漁業の再生と発展というテーマを念頭に、この宝の海、有明海を取り戻し、そこで生活を営む漁業者が豊かな未来を築いていけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

この後は、通告しております質問事項の3項目、1番目の第五次総合計画に掲げた成果について。漁港施設の機能充実が計画どおりなされたのか、漁業環境回復の推進はどのような取り組みがなされたのか、有明海西部地区のノリ養殖の不作の原因、赤潮対策の実施状況、諫早湾開門に関する研究、対策等。それと、漁業担い手の育成。鹿島市内において、跡取りを含む新規就業者はこの5年間に何名いらっしゃるのか。それと2番目に、第五次から第六次総合計画へ引き続き移行する施策は。3つ目に、第六次総合計画で新規に取り組む施策はありますかと大きな項目で3つ用意しておりますけれども、これにつきましては後ほど一問一答で質問してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

執行部の答弁を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

御指名でございますから、私のほうから御質問がありました点にお答えをしたいと思います。

端的に言えば、おっしゃるとおりでして、なかなか先行きが見えないことは見えないので

すが、言うべきことはちゃんと言っとかんといかに。特に私たちの県の中でもこの地域は影響を大きく受けていると思いますのでですね。

その中で、2つだけお話をしておきたいと思いますが、1つは国に要望する。途中でやっぱり少しでも手を抜くと、長崎県さんも要望しよんさっですよ。必ず大臣のところに行ったら、いつ長崎側が来んさったとかですね。一番接近遭遇するときは、この後は長崎県が来んさっですよとか、そういう場面がしばしばございましたから、我々はしっかりおっしゃるような対応をしないとイケないと、そういうふうに思っております。

それからもう1つ、足並みをそろえてと、これは大事なことだと思うんですよ。今、県とか市町、漁業団体でそういう足並みのそろえ方で2つほど体制を組んでいまして、1つは、佐賀県を筆頭に沿岸の市町、それと有明海漁協でつくっているのに、ちょっと長いんですけども有明海再生に関する佐賀県関係者連絡会というのがございます。これが主として陳情、要請をするときの基盤になっている体制なんですよ。

もう1つは、それでもいろんな出来事があったり緊急に集まって情報交換をしないとイケないということがございますから、そのときは佐賀県有明海沿岸市町水産振興協議会というのがございまして、これは名前のおり沿岸市町のみで構成をしております、いろんな情報交換をしているということでございます。

要請をする場面としては、主として東京農林水産省本省、あるいは国会の各党関係の、主として政策調整の担当をしておられる議員さん方という場面が1つございます。

それからもう1つは、佐賀に大臣がお見えになったときに、その機会を捉えて——大臣だけじゃございません、副大臣とか政務官もお見えになりますから。そういうときに佐賀でお話をするということもございます。

それから、最も、何と申しますか、実態を見てもらうということではいいのは現地ですよ。海岸まで来てもらって、そこでいろんな現場を見せたり、あるいは最近ではタイラギの死んだような、ちっちゃな貝を見せながら説明をしたということもございましたけれども、大きく分けて3つほどの場面がございます。鹿島で申しますと、北鹿島の海岸に鹿野大臣がお見えになって現地ですっかりと状況を見ていただいたということもございます。

なお、最近でいえば、林大臣は2度目でございます、従来に加えて現地の状況は頭の中に入れておられるんじゃないかと思っております。

それから、御質問とちょっと横にそれですけども、有明海の再生に関するいろんな取り組みの中で、1つだけ従来からすると階段が上がったかなというようなことがありまして、山口知事と長崎の中村知事さんですか、直接お会いになって話をされたですね。従来はこの組み合わせでお話をされるということではございませんでしたので、私たちとしては従来よりも少しは、いろんなことで現地として話をまとめていくというグループとしては少し前進をしたかなと思っております。

ただ、御承知のように、もうこれは裁判の関係がございましたり、4県のいろんな思惑が絡んでおりまして、なかなか一筋縄ではいかない状況になってしまっているということは御承知だと思いますが、それにしてもきちっとした現地の状況は伝えていくというつもりでございますし、これまでも伝えてまいりましたし、やっていかなきゃならんと思っています。

あともう1つつけ加えておきますと、私自身も現在、実務を担当しております農林水産省の職員の中に、ストレートに話ができる者がおりますから、こういうふうな話と別途に連絡をとりながらいろんなこととお話ししていますが、その中の成果として言えるのであれば、調査が始まったときに諫早の干拓の近くだけ調査するんじゃなくて、一番影響を受けやすい太良とか鹿島の沖で、必ず調査をするときしてくれと頼んでございまして、実際大臣までそういう調査をやるというお約束は頂戴しているということを御報告しておきたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

2番片渕清次郎議員。

○2番（片渕清次郎君）

ありがとうございました。

やっぱりどうしても諫早湾干拓の影響が、負の影響がずっと、閉ざされて以来、有明海の奥に災いを起こしているんだろうと、そんなふうに考えてしまいますけれども、先ほど市長のほうからも答弁ございましたけれども、県内の各市町が足並みをそろえてというところですね。私は非常にこのところが、この先、大事になってくるんじゃないかなと思っております。ただ単に、一つの漁業被害とか影響が出ましたといって、その地区だけがわいわい声を上げるのではなくて、やっぱり隣近所、あるいはその上の県を含めて、足並みをそろえて諫早干拓については取り組まんと、今まで一生懸命やっても18年たってもこの状態ですので、この先はもっともっとそういった連携が大切になってくるんじゃないかなと思っております。

今、浜の漁師はノリの準備をしております。この中で、やっぱり一番悪いと思うのは諫早干拓の調整池、大量の排水、これを何とか計画的なり、ただただ雨がふえたもんでいっぱい流しましたと。その後は有明海の奥のほうに、佐賀県のほうに一番影響が入ってきますので、このところをわからないままで自分たちのノリをつくるのは本当に怖い、こんなことを言われます。だから、その辺について、もう1つちょっとお尋ねをいたしますけれども、そういった諫早湾調整池の大量排水について、例えば、この先、計画的な排水をお願いをするとかそういったことを、要望を上げていらっしゃるのか、ちょっとお尋ねをしますけれども、よろしくお願ひします。

○議長（松尾勝利君）

中島農林水産課長。

○農林水産課長（中島憲次君）

お答えします。

先ほど言われたのが諫早湾干拓の北部排水門と言われるところからの排水かと思います。そこから大量の排水が流されて、それが赤潮の原因じゃなかろうかということで佐賀県側は申しております。それにつきましては、先ほど市長も申されましたけれども、農林水産大臣とか要請活動の中で、佐賀県側はその排水を、一括して排水しなくて、なるべく小口で排水をしてもらいたいというような要請活動は協議会のほうから農林水産省のほうに要請をしている状況でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

2番片渚清次郎議員。

○2番（片渚清次郎君）

どうもありがとうございます。この問題につきましては、この先ずっと諫早湾干拓が締め切ってある以上、ずっと注目していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、随時質問の中に入りますけど、その前にちょっと1つだけ、この写真、画像を紹介します。

写真です。（写真を示す）これは浜漁港。港ですね、浜の。正面にあるのが新浜大橋で、手前のほうが浜干拓で、合い中がここ、浜の漁港、港です。ここにですね、これが日にちが7月1日、御存じでしょう。前日の6月30日の夜、大雨警報が出まして、たしか鹿島市も対策本部も設置されたと思うんですけども、その翌朝です。7月1日というのが、ことしのビゼンクラゲ、通称アカクラゲですけども、あれの解禁日だったんですよ。だから、ここ写っていませんけど、手前のほうには浜の漁師さん、クラゲに行こうとしている漁師さんたちが実は待機してまして、この前に鹿島市漁協の支所長が、大漁と安全祈願をしてお神酒を上げて、さあ、これから出ようかという、まさにその前なんですけれども、大量のごみが漂流物が浮いておりまして、（写真を示す）これも同じところですね。ヨシとか草とかいろいろあるんですけども、この流木ですね。流木がかなり多くて、（写真を示す）これは船に流木がひっかかっている状態ですね。（写真を示す）これもそうですね。あとは（写真を示す）この写真で見にくいでしょうか。工事用のコーンだとか、いろんな横を通すバーですとか、あとペットボトルですとかプラスチック類ですとか、こういったのが港にたまります。特にこの浜の港はたまりまして、この後、どこに行くかといいましたら、（写真を示す）これ、浜干拓の一番先の栈橋の下なんですけれども、ここを通りまして有明海に流れていくと。ちょうどこの時間というのは、もう御存じの方いらっしゃるんですけども、潮が引くときですから、本当はこの引き潮に乗って船が出ていくんですよ。この船が出ていく前後にこういう漂流物が流れていきますので、結果、この日は漁に出られなかった。有明海に流れ出した漂流物は、12時間して満ち潮に乗ったら、また戻ってきます。これがいろんな人の手をかりて清掃活動、清掃活動といいますか、全部引き上げてしまわんといかんのですけ

れども、（写真を示す）この日、漁師さんたちはクラゲの解禁日出漁することができなくて、かわりにこのごみを拾って片づけの作業を終日やっておりました。漁に出れば、それは何万円、何十万円、この日多分とっていただいでしょうけれども、それはそれ、これはこれでなんですけれども、この1日の漁師さんたちの動きといいますか、作業について、市のほうでどのようにこの後されたのか、お尋ねをします。

○議長（松尾勝利君）

中島農林水産課長。

○農林水産課長（中島憲次君）

お答えします。

7月1日ですね。そのとき大雨で、漁協の組合の皆さんが河川上流から流れてきた漂着ごみを回収処理いただいております。そのことに対して感謝を申し上げたいと思います。

浜漁港ですね。管理は鹿島市でしているわけですがけれども、そのときの回収除去ということで若干の委託料で漁師の皆さん方をお願いしておりましたけれども、当日は、先ほど議員が言われましたようにクラゲの解禁日というようなことで、漁には出られず漁港内の漂着物を回収処理していただいております。そのことに関しましては、この場をかりて改めてお礼を申し上げたいと思います。

有明海沿岸では降雨時に河川の出水に起因した河川由来の漂着物が多くありまして、有明海の潮の流れによって有明海の海岸全般に拡散をしている状況がございます。漂着物の大半は、先ほど議員申されたとおりヨシくずとか流木など自然系が多いわけですがけれども、中にはペットボトルとかプラスチック類の生活系も混在をしております。漂着物は、毎年、漁業者の皆さんとかボランティアの皆さんが回収処分されておられるわけですがけれども、有明海沿岸各所でそういうことでなされておるわけですがけれども、各市町、県を含めてその対応には苦慮している実態がございます。

佐賀県では海岸の漂着物対策は大きな問題として取り上げておりまして、県を事務局に県の関係各課、そして沿岸の市町村、国土交通省の河川管理事務所、農林水産省の海岸保全事務所、そして、それに漁協の皆さんで佐賀県海岸漂着物対策推進協議会を構成しまして、海岸漂着物のごみの対策を協議しまして、各部署、各市町で予算化をしながら、漂着ごみの処理対策、あるいはごみの発生抑制の啓発対策を講じているところでございます。

今回、ラムサール条約への登録が認められまして、海の環境問題の関心も高まっていく中で、有明海には、先ほど議員申されたとおり、漂着ごみの問題があり、ノリ養殖とか魚介類の漁で生活をされておられる漁民の方々が困っておられるという事実があるということ念頭に置きまして、我々一人一人がごみ発生の抑制に努めることが大切であると思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

2番片渚清次郎議員。

○2番（片渚清次郎君）

どうもありがとうございます。

実はこのごみもそうなんですけれども、今、浜川は浜川改修で川筋はすばらしく景観もよく、また、災害も本当うちは昔はしょっちゅうつかっておったんですけれども、今、浜川改修のおかげで全然大水ですとか災害の心配をしなくて済むように、大変助かっておるところでございます。

また、改修工事につきましても、秋から春にかけてのノリのシーズンに入りますと、工事そのものを控えるとか、大きな工事のときには漁協さんなり漁業団体の方なりと相談しながら工事を進めるというような形で非常に気を使ってもらっているといいますか、漁師さんのほうに大分いいように工事をやってもらっております。

また、漁師さんのほうは漁師さんのほうで、鹿島市の海の森事業ですね、平成17年からですからちょうど10年。これで山に木を植えて、その栄養分を有明海に流して自分たちが後で潤うと。今これ鹿島もやっております。もっと全国的にやっているところでもございますけれども、海で暮らすには山を大事にしようという、お互いが思いやりの精神といいますか、そういったのを持ってやっておりますので、実はこういうごみとか流木とか漂流物が流れてくるのは、梅雨どきの大雨とか台風とか、年に一番大きな自然災害が最初に発生するときなんです。ですから、そういったときに、今は週間天気予報ですとかございますので、非常に精巧ですので、どうぞ市のほうからもそういった注意喚起ですとか、この川の周辺の、川上の人たちと言ったらいかんですけれども、そういった方にも注意喚起等、あとお知らせ等なるべく先に片づけていただくようなことを言っていただければ、最終的に、この海で暮らしている人たち、漁師さんたちが少しでも助かるんじゃないかなと思っておりますので、どうぞよろしく願いをしておきます。その辺について、何かな、そういう告知とか注意喚起とかどうでしょうか、やっていただけるでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

中島農林水産課長。

○農林水産課長（中島憲次君）

先ほど申しました佐賀県海岸漂着物対策推進協議会、これ、県にございますけれども、これがまた各地域でございます。土木事務所、農林事務所、入ったところ各地域でございます。それで、河川の工事とか、河川で切ったヨシなんか、搬出はしてもらおうと思っておりますけれども、そのまま残っていることもあるのではなからうかと思っておりますので、その地域の協議会の中でもそういうことで問題になっているということの問題提起しながら対策を練っていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

質問の途中ですが、午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午前11時58分 休憩

午後1時 再開

○議長（松尾勝利君）

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

2番片渕清次郎議員。

○2番（片渕清次郎君）

それでは、午前中に引き続き質問をさせていただきます。

昼休みを挟みまして食事をしているとき、私の地元の人から電話がかかってきまして、もっと大きい声で話さんかと、テレビの先では聞こえないぞと。浜もんは非常に気が荒いもんですから、心して大きく声を出して質問したいと思います。よろしくお願いします。

午前中に引き続き、この漂流物、ごみ問題で最後の質問をしたいと思っておりますけれども、このごみが川上のほうから流れてくる。最終的には港にとどまり有明海のほうへ流れていくんですけど、この川の途中でごみをせきとめて、そこで回収なりなんなりできるようなそういう方策等は考えられないものでしょうか、お願いします。

○議長（松尾勝利君）

中島農林水産課長。

○農林水産課長（中島憲次君）

お答えします。

土地改良区の水路等につきましては、ごみをそこでとめるような、何か網とかしてあるところもあるみたいでございます。

そして、先ほど議員の御質問は河川というようなことで、水路じゃなくて河川ということでございますけれども、鹿島のほうは今やっていないんですけれども、県内で、午前中申し上げました漂着物の対策協議会がございますけれども、その中で各市町の活動計画というものが出てくるわけですが、その中で小城市のほうで河川にオイルフェンスを張るというようなことで、オイルフェンスの役割がどういうことかわかりませんが、オイルフェンスを張ることでごみの流出を防ぐというような事例もあるようでございますので、その辺につきましては、どういう取り組みをされているかにつきましては小城市のほうに問い合わせをして、効果的であったらうちのほうも即検討をしたいというようなことで考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

2番片渕清次郎議員。

○2番（片渕清次郎君）

ありがとうございます。

できましたら、そういうよその事例でも結構です。この鹿島でもこれは有効的な漂流物の対策になるようなことにつきましては、どうぞ積極的に周りの市町との連絡等をとっていただいで進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、質問事項の第五次総合計画に掲げた成果につきまして、一つ一つお尋ねをしてまいりますけれども、1番目に五次総合計画に掲げてございました漁港施設の機能の充実が計画どおりになされてきたのか、まず御質問をいたします。

この漁港施設の機能充実ということは、やはり漁師さんたちも高齢化しておりまして、昔は本当に船から魚を揚げるにしても、ノリを揚げるにしても、貝を揚げるにしても、自分の力で揚げてせんといかんかったんですけれども、最近はそういったのを人にかわっている機械等があって楽になりつつありますけれども、こういった施設はやはり漁師さんのためでもありますし、水揚げの増加といたしますか、そういったのにもつながってくるものだろうと思っておりますので、どうぞしっかりと計画をなされて取り組んであるんだろうと思っておりますけれども、その辺についてお聞かせください。

○議長（松尾勝利君）

中島農林水産課長。

○農林水産課長（中島憲次君）

まず、質問の最初の五次総に上げた漁港施設の機能充実の整備が計画どおりなされたかということでございますけれども、国庫補助事業であります漁村再生交付金事業によりまして、平成21年度から平成24年度まで百貫漁港の整備をしております。中身につきましては、物揚げ棧橋の2基の設置、ノリ養殖資材置き場の造成、揚水ポンプ場の新設というようなことで計画をしまして、これにつきましては計画どおり完了をしております。

また、平成26年度に五次総合計画の改定で飯田漁港の箱崎地区の物揚げ棧橋の拡幅を計画しております。これにつきましては、佐賀県漁港小規模事業補助により平成26年度から平成30年度までの5カ年計画でやっております、平成26年度に実施設計、平成27年度より実際の工事に着手をしております。

漁港の施設につきましては以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

2番片渕清次郎議員。

○2番（片渕清次郎君）

ありがとうございました。

この漁港の施設の機能充実という面では非常にお金もかかりますし、期間もかかるでしょう。一遍に何カ所もというわけにはいかないと思いますけれども、優先順位といたしますか、そういったのはどの辺で協議をされて、じゃ、ことしはここをしましょうとかなっているのか、よかったら教えていただけますか。

○議長（松尾勝利君）

中島農林水産課長。

○農林水産課長（中島憲次君）

漁港の整備につきましては、実施計画を上げまして、実施計画の中で次年度予算要求というようなことで毎年してまいります。

漁港の整備につきましても、実施計画書の中で緊急性のあるところから、あるいは重要なところからということで、徐々に整備をしていくようにしております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

2番片渕清次郎議員。

○2番（片渕清次郎君）

ありがとうございました。

緊急性、重要性というのが確かに大事だろうと思いますので、これは五次から六次計画引き続きとか、六次でまた新たな整備計画等が出てくるでしょうから、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、漁場環境回復の推進についてなんですけれども、早速この有明海西部地区のノリ養殖の不作、ここ3年ほど多分ずっと右肩下がりといいますか、水揚げが減ってきているだろうと推測しておりますけれども、よろしかったらここ3年ほどのノリの販売実績ですとか生産枚数とかわかりましたら数字を教えてくださいませんか。

○議長（松尾勝利君）

中島農林水産課長。

○農林水産課長（中島憲次君）

お答えします。

ノリにつきましては、その年の赤潮が発生するとか海域の環境によって大分影響をしてくわけですけれども、26年、25年は赤潮が発生しまして生産額とか落ちております。26年につきましては生産額は1,470,000千円、25年度が15億円、その前の24年度は21億円ということになっております。それで、漁港の目標としては20億円の目標ということでやっぺいらっぺいしますけれども、昨年、一昨年は赤潮の関係で不漁であったというような状況になっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

2番片渕清次郎議員。

○2番（片渕清次郎君）

ここ3年ほどの数字をお聞かせいただきましたけれども、やっぱり下がっておりますね。佐賀県のノリの生産量、生産額日本一と十何年間続けておりますけれども、大体平均して200億円前後超える年のほうが多いですけれども、ここ鹿島に至りましては、24年度が21億円ぐらいですか、有明海全体といいますか、佐賀県全体の約1割。それが26年度、昨年度は14億円ぐらいですか、鹿島市内においても24年度の7割ほどぐらいに下がっておりますし、佐賀県全体から見ても落ち込みが相当鹿島の場合は見えるなど、本当に残念に思う次第ですけれども、このところ、昔は赤潮で天候不順で自然災害があって水揚げが落ちましたということもあったそうなんですけれども、それに対して漁師さんたちはやっぱりおのおの自分たちでできるところで努力をして、ノリを何とか春先まで育てていくという自助努力をされておったんですけれども、このところは自然災害というよりも、諫早湾を初めに人災みたいなのが乗っかってきておるんじゃないかなと、そんなふうに思うんですよね。ですから、この先、ことし、前にも触れましたけれども、もうノリの準備をして、これからいよいよというところになってまいりました。どうか天災以外の人災の部分なるべく負の影響を与えないように、前もって予知できるところ、そういったところ、いわゆる横の連携をとっていただいて、鹿島市は何とか無事でノリ漁が終われるように注目をしていきたいと思っておりますし、市のほうにも十分そういったところに力を注いでいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いしておきます。

続きまして、赤潮対策の実施状況なんですけれども、これは済みません、何度も質問のたびに私自身も原因がどうしても干拓の大量排水、そこに結びつけざるを得ないような感じがするんですけれども、ほかのところもあわせて何か対策をされているところがありましたら教えてください。

○議長（松尾勝利君）

中島農林水産課長。

○農林水産課長（中島憲次君）

議員御指摘の漁場の環境が最近悪くなっていると、赤潮も発生しているというようなことでございますけれども、まず、そういう取り組みの中の回復の前提となる法律がございまして、これがノリの不作等を契機に有明海の漁場環境の改善を図っていくというようなことで、平成14年に有明海及び八代海等を再生するための特別措置法というようなことで制定されております。その法律に基づきまして、環境保全と水産資源の回復となる農業振興に関する基本方針が定められております。この基本方針をもとに、国や有明海沿岸の4県におきまして再生事業をいろいろ実施しているところでございます。これらの事業につきましては、国と

か沿岸4県が協調して資源回復に資するというような取り組みを、現在、実施しているところでは。

ノリの不作につきましては、その原因というのがいろいろ言われておりますけれども、実際、研究機関等もいろんな原因を調査研究されておりますけれども、これといった特定できる原因までには至っておりません。

それで、先ほど言いました赤潮対策の実施状況でございますけれども、赤潮が発生しますと、ノリの色落ち等が発生しまして商品価値が低下して販売価格が低迷するわけですけれども、発生の原因となる植物プランクトンはわかっておりますけれども、さまざまな要因、例えば、高い日照条件とか栄養が豊富であるとかいろんな要因で発生するメカニズムが、その対策につきましては現在も研究中でございます。

農林水産省では、漁業被害を防ぐための発生機構の解明、発生予察の確立、連続観察情報システムの高度化、漁業被害の防止とか軽減技術の開発が、今、研究が進められているところでございます。

また、佐賀県につきましても、有明海再生に関する佐賀県計画の中で、赤潮、貧酸素水塊の発生に関する調査研究、赤潮の防除、予察技術の開発など、そういう項目につきまして、県の有明海水産センターで現在も研究がなされているところでございます。

さらに大学の研究者を中心にNPO法人有明海再生機構が設立されて、ここも科学的な調査研究に現在取り組んでおられるところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

2番片瀨清次郎議員。

○2番（片瀨清次郎君）

ありがとうございました。

なかなかの大学等まで巻き込んでの対策、しっかりされているとは思いますが、「が」なんですけれども、あとはスピード感を持って、例えば、赤潮にしろ、ほかの漁業被害といいますか、有明海の異常についても、出たらなるべく早い段階で、漁協、あるいは漁師さんたちにすぐ知らせることができて、すぐ現場でもその対策がとれるような連絡網をスピード感を持ってやっていただきたいなと思うんですけれども、今、大学等を巻き込んで、佐賀県も巻き込んで研究等をされておるんですけど、そういった連絡体制というのは、漁協、漁師さんあたりにはどのような形で連絡、お知らせが行くような体制になっているんでしょうか、ちょっとお知らせください。

○議長（松尾勝利君）

中島農林水産課長。

○農林水産課長（中島憲次君）

先ほど言いましたけれども、農水省のほうで発生予察の連続観察とか、あるいは情報システムの高度化というようなことで、そういうことで赤潮について空のほうから観察をしていらっしゃる。そういうことで赤潮が発生したとなれば県のほうに連絡がありまして、県のほうから、どここの海域でこういう赤潮が発生していると。そして、これが広がる可能性があるというようなことで、そういう発生予察というようなことで、そういう情報が市町とか漁港のほうに流れてくるような仕組みになっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

2番片渚清次郎議員。

○2番（片渚清次郎君）

どうもありがとうございます。

とにかく連絡とか報告等の、何かあったときの連絡等はスピード感を持って行政のほうも、また、こういう研究者のほうも現場のほうにさせていただきますように重ねてお願いをさせていただきます。

次の項目で諫早湾開門に対する研究、対策等と書いておりますけど、私も先ほどから質問を何度となくしておりますし、答弁も市長のほうからもいただきました。これについて、じゃ、どうしますというか、見守るだけしかないと思うんですけども、司法判断がどのようになるかというのも、国のほうもそちらのほうに投げかけているだけですので、何とか早目の判断を、判決が出ますように、ただただ祈っておるだけでございます。

続きまして、漁業の担い手対策ということで、私は一番にこの跡継ぎですね。これから先、漁業をやっているかと思う若者が出てくるかどうかということも含めてお尋ねしたいんですけど、まず、この5年間に何名ぐらい鹿島市内で漁業の跡取りを含む後継者が生まれたのか、教えてください。

○議長（松尾勝利君）

中島農林水産課長。

○農林水産課長（中島憲次君）

お答えします。

漁業につきましては跡取りの問題というようなことで、今、漁業が厳しい中、非常になかなか跡取りがおられないというのは厳しい状況かと思っておりますけれども、5年間の状況でございますと、平成22年が4名、23年が1名、24年が2名、25年が2名、26年が1名というようなことで、5年間で10名の新たな就業者がいらっしゃいます。

○議長（松尾勝利君）

2番片渚清次郎議員。

○2番（片渚清次郎君）

ありがとうございました。

10名。この5年間で10名、多いか少ないか農業の方に比べたらどうなのかというのも、後々比較もせんといかんと思いますけれども、私は10名というのは意外と頼もしく力強く見たいなど。これからの漁業の担い手としては、この人たちが、さらに子ができ、さらに後継者ができるまで頑張ってくれたら、これはもう本当に力強く未来が明るくいいもんだと思っております。そうは言いながら、新しく、じゃ、あしたから漁業を始めます、私は跡取りですから、親が漁師やっていますので私もやりますと手を挙げたところで、じゃ、あしたから1人で船に乗っていけるかというたらそうでもないと思うんですけども、この辺の新規就業者、若手の跡継ぎ、跡取り漁業者、この辺に対して、市、県、国、いろんなどころでの一人前に育てるような事業といいますか、教育といいますか、そういったのがあったら紹介してほしいんですけども、お願いします。

○議長（松尾勝利君）

中島農林水産課長。

○農林水産課長（中島憲次君）

新たに漁業に就業される方への助成でございますけれども、今、鹿島のほうでは市の独自として、唐津にあります高等水産講習所で講習を受けて漁業を始められる方につきまして、年間30千円ということで助成をしております。そして、このほかに漁業研修推進協議会の負担金ということで研修生1名当たり30千円を市で負担しております。

この高等水産講習所でございますけれども、これは1年間、毎日じゃございませんけれども、講習を受けてもらって漁業に必要な知識とか技能を習得してもらおうというような制度でございます。ここに4月から3月までの1年間の間に、何回かは記憶しておりませんが、講習会がございますので、そこに行ってもろて技術を習得してもらおうというような制度になっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

2番片渕清次郎議員。

○2番（片渕清次郎君）

ありがとうございました。

新規漁業者に対しての教育、助成ですね。そういったのを積極的にやりますよということで、受け入れといいますか、新規の跡取り、新規漁業者を育てていくというのは大いに結構なことだと思いますので、引き続き、これから先もずっと続けていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

実は私の家の周りが浜のノリ漁師さんばかりなんですけど、ことし、ノリ小屋を新築されて、ちょうど後継者ができたところなんですけれども、今、ノリの新しい機械を入れると

なると、入れる建物から、小屋からつくらんといかんと。結構なお金、投資がかかると思いますけれども、これを思い切ってやって、これから頑張ろうという、そういったのには私どもも本当にエールを送りたいと思いますし、どうぞ先ほど言いました天災、人工災害以外の人災じゃないかというような、そういった負の影響がですね、量がとれないとか不漁になったとかならないように、私たちもそういった面では応援をしていってやらんといかんじゃないかなと思いますので、どうぞ行政の方々も温かい目を、この漁師さんたち、若い漁師に目を向けていただいて応援をしていただきますようによろしく願いをしておきます。

続きまして、次ですけれども、2番目の項目になります第五次から第六次総合計画へ引き続き移行する施策はということで、これはこのままそのとおりにお尋ねをいたします。よろしくお願ひします。

○議長（松尾勝利君）

中島農林水産課長。

○農林水産課長（中島憲次君）

五次総から六次総合計画に引き継ぐ施策でございますけれども、有明海を取り巻く環境の変化に伴いまして、水産業が置かれている立場を考えますと厳しいものがあるかと思ひます。鹿島市のできる取り組み、あるいは沿岸市町が連携して実施していく取り組み、沿岸の県が連携して実施していく取り組み、国がやる取り組みと、いろいろあるかと思ひます。漁場環境の改善とか諫早湾干拓の開門問題とか、あるいは漁港施設の整備など、五次総からの課題で、まだまだ継続的に取り組まなければならない課題も多いかと思ひます。五次総で取り組んできた漁場環境の回復改善の推進、諫干開門の調査、あるいは要望、そして、有明海再生活動の推進、漁港施設の保全と整備、漁業の担い手の育成など、これらの施策につきましては、表現の名称は違ひましても、六次総合計画の中で引き続き主要施策として取り組んでいきたいと思ひております。

具体的な名称の変更でございますけれども、施策の名称を「漁港施設の充実整備」につきましては「漁港施設の保全整備」、また、「漁業環境回復の推進」は「漁業環境改善の推進」と名称を変更しまして、さらに、漁業環境回復の推進の中に含まれておりました諫干開門の調査関係を「有明海再生活動の推進」と新たな項目を設けまして、六次総合計画の中で取り組んでいきたいと思ひます。

今後とも、有明海再生に向けた活動とか漁業振興につきましては継続して実施していくように考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

2番片渕清次郎議員。

○2番（片渕清次郎君）

項目で見ますと大きな項目で4項目ですか。28年度から始まります六次総にこれだけ引き継いでいきますよということで、しっかりと中身をチェックといたしますか、見ながら、ここは変えていこうか、ちょっと方法を変えようかとかいろんなのを現場のほうと、漁協、今の漁師さんの代表、その辺とお互いに検討をし合いながらぜひ進めていっていただきたいと思っています。

特にこの「漁港施設の充実整備」から「漁港施設の保全整備」へとせつかく名称も変えられてしっかりいかれるわけですから、できたところのチェックもしっかりしていただいて、新しくつくるところはつくっていただくというふうなスタンスでぜひやっていただきたいと思っております。よろしく願いしておきます。

それでは最後になりますけれども、六次総合計画で新規に取り組む施策はどのようなのがございますでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（松尾勝利君）

中島農林水産課長。

○農林水産課長（中島憲次君）

お答えします。

水産振興に関しては、本市の主力であるノリ養殖の振興と魚価安定を図っていくことを念頭に、今後とも、ハード事業、ソフト事業の両面から取り組む必要があるかと思えます。

平成23年度の有明海・八代海再生特別措置法の改正で国庫補助のかさ上げ期間が平成33年まで延長をされております。有明海、八代海の再生関連事業の中には、海域環境などの調査、貝類等の養殖対策、漁場改善対策等の事業がございます。

鹿島市といたしましても、この再生関連事業を活用しながら、また、ほかの水産関係の事業を活用しながら、水産振興と漁家経営の安定のために、これまでの施策に追加して新たな施策にも取り組んでいきたいと考えております。

具体的に新たな施策となりますと、漁場環境改善の推進としまして、ことしからやっているわけですが、ノリ・貝類区画漁業権内の1,300ヘクタールの海底耕うん、これを29年度まで実施していく計画でございます。

また、漁港施設の保全と整備に関しましては、鹿島市の漁港施設全体の保全計画を策定いたしまして、この中で浜漁港の栈橋とか新浜大橋の補修等を平成32年度の完成を目標に整備していきたいと考えております。

また、漁協で計画されておられます大型ノリ共同乾燥施設建設の整備支援もしていきたいと考えております。

海域の環境保全活動に対する支援としましては、国の水産多面的機能発揮対策事業で海面とか干潟の多面的機能を向上させる活動を実施する鹿島地区環境生態系保全活動組織、これは漁協になりますけれども、これらの漁協が行われます多面的機能発揮対策のソフト事業に

つきましても補助をしていく計画でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

2番片渚清次郎議員。

○2番（片渚清次郎君）

ありがとうございました。

以上で私が質問通告しております質問の内容全ての回答を本当にありがとうございました。

いずれにしても、先ほど答弁いただきましたけれども、ここ5年間で新規の漁業者が10名、私は先ほど決して少なくはない、力強い、頼もしい10名だと思っておりますけれども、これから六次総になりまして、今後の5年間で10名がもっとふえるように、漁業をしたい、親の跡を継ぎたい、そういった若者がぜひ多く出てきますように期待もしております。そのためにも、市としましても、せっかくの港湾のお金もつぎ込んで、ちゃんとした施設もつくっていただいて、災害の予防ですとか対策をしっかりとしていただきまして、ノリが中心になろうかと思っておりますけれども、ノリ以外の漁師さんたちもたくさんいらっしゃいます。どうか有明海で漁業で生計を立てていらっしゃる方たちが今以上に安定した収入、水揚げがとっていただけるように、側面からのいろんな対策等をとって応援をしていただきたいと思います。

私も冒頭申し上げましたけれども、有明海漁業の再生と発展というテーマを念頭に、宝の海、有明海を取り戻して、そこで生活を営む漁業者が豊かな未来を築いていけるようにということで取り組んでまいりたいと思っておりますので、これからも有明海の漁業者に対してのいろんな施策、支援、応援等をお願いして、本日、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（松尾勝利君）

以上で2番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。1時50分から再開します。

午後1時38分 休憩

午後1時50分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

10番議員伊東茂です。通告に基づき一般質問をいたします。

市長初め担当部課長の皆さん、御答弁のほうよろしく願いいたします。

ことし春の市議会議員の改選が行われ、再度議会の壇上に立つことができました。鹿島市

議会倫理綱領を念頭に置き、これからも市民の皆さんの御意見、要望を踏まえ、研さんを重ね、議会でのチェック機能の強化と政策提言を行い、市民生活向上に全力を尽くしてまいりたいと思っております。

それでは、質問に入ります。

平成23年から施行された第五次総合計画も本年度最終年度を迎え、目的達成のために御努力いただいていることに感謝を申し上げます。みんなが住みやすく、暮らしやすいまちを目指す鹿島市の都市像、基本構想、衣食住の充実、みんなで進めるまちづくりを施策の基本的な考え方と捉え実行をされてきました。しかし、平成23年3月発生の東日本大震災以降、各自治体のキーワードが安全・安心へと移り、各施策に求められるようになってきました。近年の社会情勢の変化は予測が難しくなり、柔軟性を持ったかじ取りが要求されます。

平成24年6月に発表された鹿島市まちづくり推進構想、いわゆるニューディール構想は、本市が抱えている課題を早急に解決するため、樋口市長は進むべき目標を定め取り組んでおられると理解をしております。現在、28年度を初年度とする次期第六次総合計画の策定に入っています。議員全員協議会で全体像の御説明を受けましたが、六次総計画策定において、本市のまちづくりの基本理念の考え方と第五次総合計画との相違点、今後のまちづくり構想、指針をまず樋口市長に御答弁いただきたいと思えます。

次に、鹿島ニューディール構想との関連性についてですが、本構想は御承知のとおり、4つの施策体制、安全・安心のまちづくり、交通体系の整備、さまざまな施設の再整備、いわゆる鹿島市シビックセンター再整備構想、そして、4つ目が産業振興から成り立っています。優先的に進めるべくさまざまな施設の再整備、鹿島市シビックセンター再整備構想は順調に施設の再整備が進められています。公的施設配備、ピオへの移転が完了、福社会館の老朽化に伴う総合庁舎受け入れと防災機能を備えた危機管理センターの建設も始まりました。市民会館の整備については、検討委員会を設け準備が進められています。産業の振興についても、鹿島のものづくりを盛り上げ、六次産業への積極的な取り組み、観光戦略、スポーツ振興と順調に進んでいるように見えます。

第五次総合計画の9番からニューディール構想推進型へこの鹿島市は移行していき、一般会計も右肩上がりを示し、シビックセンター再整備構想計画期間が第六次総合計画とあわせた平成32年までの10年間、事業総額70億円を見込んでおられます。現時点で考えられる第六次総合計画5年間でのシビックセンター再整備構想計画期間、関連予算を各年度事業ごとにどのくらい計上していくのか、また、おおむね10年の事業期間において、現時点、延長しなければならない施策が少しずつ出てきているのかお答えをください。

次に、施策の基本的な考え方について質問します。

今回の第六次総、「しごと・ものづくり」「ひとづくり」「まちづくり」の好循環を目指すことで、若者の流出に歯どめをかけ、若い世代が安心して働き、子育てができる環境をつ

くり、鹿島の魅力を生かしたまちづくりを実現すると、施策の基本的な考え方を示されています。

国が進める地方創生に沿ってのお考えと思いますが、地域の特徴を生かし、自立的、持続的的社会をつくる魅力ある地方を築く国の主要政策、地方創生を今まで本市庁内での会議、また、市民の意見を踏まえた上で、鹿島版地方創生とは、具体的な施策を取り上げた上で「しごと・ものづくり」「ひとづくり」「まちづくり」の好循環が鹿島市の都市像に描くみんなが住みやすく、暮らしやすいまちへとどのように導いていただけるのか、御説明ください。

次に、施策の項目は多岐にわたっていますが、今回は児童・子育て支援について質問します。

本市の児童・子育て支援は、10年以上前に比べ、ここ数年でさまざまな面で充実をしてきたと感じています。児童扶養手当、医療費助成による経済的援助、保育所施設の充実、保育所、幼稚園、認定こども園における保育教育の体制、子育てサークルの実施、市内全小学校区での放課後児童クラブなど、そのほかにも多くの子育て支援事業に鹿島市は取り組んできました。ただ、先ほども申しました春の市議選の折、子育て世代のお母さん方と鹿島市の子育て支援について話を伺うと、今一番お願いしたいのは、保育料が高いから何とかしてほしいとほとんどの方がおっしゃいます。

昨年度発表された本市の鹿島市子ども子育て支援計画のデータを見ますと、本市の女性の就業率は20歳から65歳、全ての年齢層で全国平均を10ポイント以上大きく上回り、佐賀県平均も上回っています。仮に25歳から50歳の期間を子育てに要する時期と仮定をします。そうすると8割以上の女性は仕事を持ち、家事、子育てに頑張っているらしいです。そうしなければ一定水準の生活ができないからです。この現状を見れば、保育所に預ける園児の年齢層も、ここ数年3歳未満児の入所がふえている要因と推測ができます。

本年8月19日の佐賀新聞政治経済面に、出会いから育児までの環境整備を図り「子育てし大県さが」を目指す佐賀県の推進本部が8月18日初会合を県庁で開き、子育て世代へのアンケートなどをもとにプロジェクトの方向性を議論していくと、また今後、急用時の一時預かり施設の充実や保育料の負担軽減など、幅広い世代が「佐賀で子育てをしたい」と思えるような施策を検討していき、推進本部長は佐賀県知事の山口祥義知事が務めるという記事が掲載されています。

また、この会合では、保護者からのアンケート結果が報告され、「保育料が高い」「子供の病気のときに仕事を休みにくい」が4割を超えていたこと。仕事と家事の両立の難しさを指摘する声も多かったことなどです。

山口知事は、平均初婚年齢が男性1位、女性2位と若く、共稼ぎ世帯の割合が全国8位と高い佐賀県のデータを提示されています。今後、各本部や各課が市町など関係者と協議しながら具体的施策を検討し、事業化していく方針が示されています。

それでは、質問に入りますが、保育所、幼稚園、認定こども園の中で鹿島市での利用が多い保育園の保育料の利用者負担額についてですが、ことし4月から算定方式が変わっています。従来、1世帯の所得税額が基準として保育料が計算されていましたが、新制度では住民税、所得割課税額を基準に計算されていると思いますが、私には正直よく理解ができません。まず、その説明をわかりやすくお願いいたします。

そして、この総括質問の最後になります。都市基盤の整備、交通網の整備について質問します。

鹿島市は、長年にわたり長崎本線存続のため、市民一丸となり行動をともにしてきたことは皆さん御承知のとおりです。新幹線長崎ルート建設に伴う並行在来線問題が取り沙汰されてから、約17年に及ぶ存続運動は、平成19年12月16日のJR九州、佐賀県、長崎県の3者基本合意の後、平成21年3月の存続期成会の解散をもって終結を迎えました。この間、行政、議会、市民が一丸となり運動してきた経緯は私が改めて言うまでもなく、市民の皆さんの記憶の中に深く刻まれていると思います。

3者基本合意発表の後、鹿島市民の落胆ははかり知れない中、時間は経過し、今後直面する市民の高速交通手段の一つを失う危機感を抱きながら、まだ対策に着手していないのが沿線自治体、江北町、白石町、鹿島市、太良町の現状です。ただ、平成34年には新幹線長崎ルート開業に伴い、長崎本線肥前山口から諫早間は、上下分離方式による運行が開始されます。

簡単に上下分離方式を御説明すれば、線路や駅舎などの施設を佐賀県と長崎県が維持管理をする。JR九州は、経営分離はせずに、引き続き肥前山口から諫早間の全線を運行します。ただし、長崎ルート開業後20年間の運行であり、その後については、佐賀県、長崎県、JR九州の3者での協議決定となっています。

特急かもめは廃止、ディーゼル特急が上下10本程度、肥前鹿島から博多間を運行、普通列車は現行本数で運行するものの電化が廃止されディーゼルでの運行となります。このほかにも今後直面する課題が本市に降りかかってくる。

本市の都市基盤整備、特に交通網の整備においては、近隣地域に比べおくれをとっているのが現状です。有明海沿岸道路、福富から鹿島間の早期着手と諫早市までの延伸計画の実現、高速道路インターまでの走行性の高い道路の整備要望など、課題を抱えながら、今後生き残りをかけた県内各自治体の競争に大きなブレーキになることは避けられない状況です。現時点において、新幹線長崎ルート開業後の対策に着手されているか、まず質問をいたします。

以上を総括質問とし、御答弁をいただいた後、一問一答にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

執行部の答弁を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

私からお答えをしたほうがいいと思われる事項と基本的な事項について、お答えをしたいと思えます。

1つは、間もなく終期を迎えようとしております第五次の総合計画、その対象となりました5年間、すなわち平成23年から27年、この間の評価、反省点、そして、これから来年に向けて策定準備をしております第六次総合計画についての基本的な心構え、こういうものについてお答えしてみたいと思えます。

そして、その間、御質問がありましたように、平成24年6月に構想をまとめて発表しました鹿島市まちづくり推進構想、いわゆる鹿島ニューディール構想をめぐっての質問にお答えをしたいと思えます。ちょっと多岐にわたりますので、時間を少しお許しいただきたいと思えます。

まず1点、五次総、これは御承知のとおり10年間のスパンだったんですね、それまでは。5年間に縮めて、できるだけ社会の流れ、変化に対応できるようにということでしたんですけども、想像以上に情勢の変化が激しくて、中間で既に一度見直しをしたというのは御承知のとおりで、5年間にしておいてよかったなという印象を持っております。

次に、想像もしていないことが起きたわけでございます。これは東日本の大震災ですね。このことを機会に、世間は一気に安全・安心というふうに関心が軸足を移っていったというのはお話があったとおりでございます。一、二事例を挙げますと、この間建設をした、あるいは建設を計画している東部中学校とか、それから防災センターは、これをある意味で頭の中に入れていたということを理解していただければと思えます。

次に、気にとめておいてほしいことは、財政基盤強化計画についてであります。これはもう議会で何度か申し上げたこともございますが、その計画の最後のところに、平成23年になったら、かなり財政状況は改善するだろうと、そのときは投資のあり方を見直してもよいと書いてございまして、おおむねそのことは、その流れのとおりになったわけですが、そのため、抑えられておりました公共投資のうち、とりわけ手おくれにならないように、機会を逃さないように、そういう発想のもとにニューディール構想というものを発表したわけでございます。

当然、ニューディール構想の中に書いてありますように、ある程度長期にわたることを見しております。ただ、これは計画という名前がついておりませんように、具体的な原資の張り付け額、手当てをしてございませぬ。自分たちが頭の中で計算をしておりますけれども、関係のところと協議されてつくられたものじゃございませぬから、施策化を行うということになりますと、そのたびごとに予算の手当てをして必要な手続をとるということになるわけでございませぬ。

議会の皆さんを含めて、ニューディール構想の対象事業のうち最も議論を頂戴したのは財源問題でございました。当然数字の議論になるわけですが、そういう数字の議論になることも念頭に置きましたので、とりわけ、ある程度数字のめどがつかますシビックセンター、それから公共投資につきまして、そのめどを10年で70億円程度とお示しをしておいたということでございます。

これは、鹿島市の財政力、そして、御承知のとおり、玄海町を除きますと最も借金の少ないまちということである、そういう実態を念頭に置きまして見込んだ額というふうに理解をしてください。

なお、前回の議会で御質問がありましたので、執行部として答弁をしたのを御記憶だと思えますが、仮定の上とは言いながら、鹿島市と太良町がもしも合併をしていたら、いろんな形でどのくらいの支援が来ただろうかという御質問がございましたので、10年間で140億円程度の助成が想定をされていたとお答えをしたわけでございますが、これは当然、当時の試算ですが、このような財政的支援が見込まれておりました。そのうち、鹿島地区分としては少なくとも100億円程度の手当が想定をすることができるとすれば、現在、必要とされる幾つかの施設、あるいは必要な経済政策への投資が可能になっていたのではないかと考えております。ただこれは、とらぬ狸の何とかというのと、ないものねだりですから、仕方がないんですけども、これが実は長期にわたります緊縮財政をとらざるを得なかったという原因の一つということも考えていただきたいと思います。

残念ながら、この合併助成の期間がさらにこれから5年間延長されるということになっているわけございまして、私がせんだって述べました4つの壁というものの1つがさらに高くなるという結果になるわけでございます。となるとどうなるかと、合併をされた近隣のまちと比べて、さらにその分の差がつけられるということになるわけでございます。

先ほど御質問の中で、嬉野市の全天候型のグラウンドゴルフの競技場をお話しになりましたけど、まさにこれが合併助成の特例債を使ってつくられているということもございまして、いろんなそういう事情もあるということ念頭に置いて御議論いただければと思います。そういう現実に我々はさらに5年間直面していかなきゃならんということです。したがって、いろんな事業を実施するときに、何を優先すべきか、何が急ぐべきか、そういう選択に一層しっかりと心がけて運営をしないといけないという状況になってくるということも理解をしておいていただきたいと思います。

次に、交通問題をお話しされました。私たちのまちが抱えている課題の中には、鹿島がその気になって頑張る、そうすればどうにかなるものもございまして。ほかのまちとあんまり関係ない。しかし、一方、鉄道など特に道路のような問題は、鹿島だけが頑張って一人であがいてみても、隣のまちを通ってきますから、これは。これはもうほかのまちと連携しなきゃ動きがとれない、これは先ほど御説明をされたとおりでございまして。そこを通ってきますの

でね。その連携の形がこれまではいろんな期成会がございまして、関係者は仲よくしなければ目的が達成できない、これは当然の条件でございまして。

思い出していただきますと、私の任期が始まったときに、ちょうどこれらの期成会、特に長崎本線の存続を主眼とします期成会は解体された直後でございました。任期が始まったときのことを振り返ってみますと、とてもいろんな人に長崎本線の話を持ちかけるとか、するという状況じゃございませんでした。中も外もそうでございました。それでもやるべきことはやらなきゃいかんという考え方で、鹿島駅の修築から手をつけたということも御記憶にあると思います。

多くの利用者の皆さんが難儀をしておられたホームのでこぼことか、雨降りのときの屋根をつけるとか、障害をお持ちの方とか荷物をお持ちの方のためのエレベーターとか、そういうものの修築をするということで、JR、国交省、佐賀県と交渉をしまして支援を頂戴してつくり上げていったということでございます。つまり近隣のまちとは直接関係なかったから頑張られたという点が一つございます。その後、トイレもきれいになって、現在喜んで御利用をいただいているということです。これは国土交通省の支援を頂戴しています。

そういう目で5年間を振りかえると、長崎本線の話に限って言いますと、沿線の自治体、近隣の自治体、それぞれ立ち位置が非常に違うということなんですよ。そのことを私自身が実感として理解をいたしました。その意味では、この5年間は各自治体との融和に心がけてきた時間じゃなかったかと思っております。別な言葉で言いますと、失われた時間を取り戻す、仕切り直しができるまでの、いわば出直しの時間だったと私自身は考えております。別の言葉で言えば、そういう近隣のまちとの関係を普通の状態に戻すと、そういうふう心がけたつもりでございまして。そのことにエネルギーをかなり使った。これは正直言って、実態はそういうことではございました。

御提案がございましたように、今から仲よくして協議をすればいいじゃないかという話でございまして、正直言って、おっしゃるとおりなんですけど、口で言うほどこれは簡単じゃないと正直思っています。なぜか。私自身いろんな方とこの間お話をしたときに、鹿島は身勝手じゃないか、我がことしか言わん、複数の関係者から何度も面と向かって言われました。そういう見方があることも知っておいていただきたいと思っております。

その言われた方は、どういう出来事を頭に置いてそう言われたかはわかりませんし、そのことを詮索するメリットはもう今はありませんけれども、むしろここにおられる皆さん方のうちの幾たりかは当時のことを御承知で、何が問題になっているかというのは私以上に御承知の方も多いと思っております。

そして、先ほど長崎本線の期成会のお話がございましたが、その当時、私自身が少し勉強した結果、長崎本線の期成会の解散自体も、いわゆる期成会の解散と違って、関係者が集まってきちっと物事を整理されて円満に解散したという様子ではないんじゃないかと思っております。

おります。当時の人たちは、その後の扱いをどうするか、関係者で余り議論をされた節はうかがえません。そこまで頭が回っていないとか、全部皆さんがそれぞれの立場でそれぞれのお考えがあったのかなと思っております。

そういうことをしっかりと検証して、把握をして、腰を据えてこれから対応しないと、これからやらないといけない、いろんな多数の関係者との協議調整でもそっぽを向かれてしまったりとか、孤立をしてしまったりとか、そういうことがないように、細心の注意が必要だろうと思っているところでございます。

したがって、既に部内での検討、それから、どうやって、どこに、どういう手順で話をするかというのは、非常に慎重を要しますし、作戦を練らんといかんということなんで、この場でなかなか、幾つかの案を御披露するわけにはいきませんが、我々はそれなりに考えておるところでございます。

最後に、六次総について一言だけ。

ニューディール構想のうち具体化をしようとしているものは、例えば新しい市民会館、JR長崎本線の関係、先ほど言いました話ですね。そのほか国、県の主導で進められております地方創生の関係が中心になるものと考えております。

もともとニューディール構想というのは、長期的な発想が頭にありますので、現時点でこれを解決しないといけないかなんということは考えていないところでございます。

また、五次総は、ごらんになりますとわかるように、人口減少に歯どめをかけたいということ念頭にしておりましたので、その関係施策が中核になっておって、六次総の目指す方向とそんなに違っておりません。そして、これまでの多くの施策の推進方向と基本的に異なるところはないものと考えております。

万一、先ほど言いましたように、想像を絶すること、想定外のことが起きることはありますので、これまでの経験でも。必要があれば所要の見直しを行うということは当然頭の中にありますということをお話ししておきたいと思っております。

それ以外の詳細につきましては、担当の部長、あるいは課長から御答弁をいたしますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

それでは、私のほうからは、できるだけ市長の答弁以外のところで御説明、御答弁をしたいと思っております。

まず、総合計画とニューディール構想との関連性ということでお話がありました。これは、先ほど来説明がっておりますように、ニューディールを具体化するためには、総合計画で

すね、市の全ての活動の根拠となる総合計画に盛り込む必要があると考えております。そのため、五次総の見直しの際には、五次総の最終年度までに実施する施策、これがシビックセンター再整備の中では市民交流プラザ、新世紀センターなど、これらを基本計画に新たに追加し、手続を踏んで実現につなげているところであります。

さらに、六次総においては、平成32年度までに実施する施策として、市民会館の建設とエイブルとの連動、それからJR肥前鹿島駅、駅前広場の整備などを盛り込んでいるところでございます。

これらニューディール構想の中で優先的に取り組む施策の事業期間は、第六次総合計画とあわせた平成32年度までの期間としております。六次総合計画に盛り込むことで、ほとんどの施策が事業完了、または少なくとも着手ができるものと考えております。その中で、市庁舎の耐震対策なども構想に掲げておりますが、これはまだ本格的に検討には入っていない状況でありますので、他の事業を見きわめながら判断したいと考えております。

六次総合計画に計上する事業費等については、今後の実施計画に計上をし精査していくものが多いために、事業費については概算でしか把握できませんが、現時点では中期財政計画において、平成28年度に新世紀センターへの移転費用、市民会館の設計など190,500千円、29年度、駅前整備基本設計10,500千円、30年度から市民会館の建設関連で1,065,000千円、31年度1,384,000千円、32年度1,363,000千円などを中期財政では計上いたしております。これを合計しますと4,013,000千円となります。シビックセンター再整備構想で掲げた10年間70億円に対して平成32年度までのニューディール構想関連事業全体、実施したのものも含めると6,325,000千円の事業費ということで試算をいたしております。

それから、「しごと・ものづくり」「ひとづくり」「まちづくり」の好循環ということでの施策の基本的な考え方と具体項目についてお答えをいたします。

先ほど来ありますように、地方創生の動きが本市の第六次総合計画策定において、その策定方針に最も影響を受けた状況の変化とって過言ではないと考えております。

今後のまちづくりの構想指針としては、第六次総では、国策として地方創生に取り組む動きが加わり、本市の掲げていた人口減少対策の取り組みはこれまで以上に強く求められると思っております。基本的な施策の柱は、地方創生と軸となる考え方は同一であると捉えており、地方創生の流れを受けて、「しごと・ものづくり」「ひとづくり」「まちづくり」を施策の基本的な考え方の柱と位置づけて、これらが好循環でつながることで将来にわたる急激な人口減少を抑えていくことを目指していきたいと考えております。

そこで、第六次総合計画においては、みんなが住みやすく、暮らしやすいまちを目指す都市像と位置づけ、その基本的な考え方として「しごと・ものづくり」「ひとづくり」「まちづくり」を3つの柱に掲げ、これらが好循環でつながることで目指す都市像に近づけ、人口減少に歯どめをかけることを目指したいと考えております。

具体的には、まず「しごと・ものづくり」では、鹿島の得意わざであるものづくりをさらに発展させながら、新たに鹿島ならではの仕事、雇用を生み出すとしており、具体的には、新規就農者等へ支援、農産物などのブランド化、地場産業への支援、新たな産業の創出などにより若者が地元で仕事ができる環境づくりを図ってまいります。

「ひとづくり」では、若者の定住を促し、安心して結婚、出産、子育てができる環境づくりを推進するとしておりまして、具体的には、医療費助成や子育て支援、母子保健サービスの充実、ふるさと教育、学力向上などの取り組みなどにより、安心して子供を産み育てられる環境づくりを進めてまいります。

「まちづくり」では、安全・安心を初めとし、住環境や交通ネットワークの形成により、ずっと住み続けたいまちを目指すとしており、具体的には、安全・安心の施設やシステムの整備による防災・減災体制の強化、空き家バンク制度や市営住宅建設などの定住促進のための住環境整備、道路や公共交通網の維持、向上を図ることで都市としての魅力を高めてまいります。

これらにより、「しごと・ものづくり」「ひとづくり」「まちづくり」の好循環とは、鹿島ならではの仕事を生むことで鹿島に人を呼び、人と仕事が活気づくことでまちに元気が生まれる、元気なまちにはさらに人が集まり仕事生まれるという好循環を目指すというものでございます。

○議長（松尾勝利君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村直子君）

私からは、保育料算定基準が昨年まで世帯の所得税額であったものが今年度から子ども・子育て支援新制度となり、世帯の市民税所得割額へ変更された経過と違いを御説明いたします。

保育料の算定方法を、26年度の入所児童の例で御説明いたしますと、保護者の25年中の所得税額の合計が該当する基準額の階層の保育料となります。基本的に、所得税が40千円未満は4階層、所得税が734千円以上だと8階層の保育料となります。

ここで、25年中の所得税額が発生していない世帯は25年度分の市民税で判定することになります。市民税課税であれば3階層の保育料、市民税非課税であれば2階層となります。この25年度分の市民税は、24年中の所得に対し課税額が決まります。

今度は、ことし27年度の入所児童の例で御説明しますと、保護者の26年度分の市民税の所得割額の合計が該当する基準額の階層の保育料となり、所得割額が48,600円未満であれば3階層、市民税の所得割も均等割の非課税は2階層の保育料になり、シンプルな判定となりました。

26年度までの算定方法は2点の課題がありました。まず、同じ年度の全入所児童に対し25

年中の所得であったり、25年度の市民税、いわゆる24年中の所得と2カ年にわたって所得判定しており、判定の対象年にタイムラグが生じていたということと、もう1点は、25年で一旦判定し、再度24年を判定しなければならないという事務の煩雑さがありました。このような状況から、国の算定方法は今年度から同じ年度の市民税の所得割額及び非課税を基準とすることになっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

橋村総務部長。

○総務部長（橋村 勉君）

私のほうからは、伊東議員の大きい1の第六次鹿島市総合計画策定についての(2)施策の基本的な考え方と具体的項目についての③都市基盤の整備（交通網の整備）についてお答えしたいと思います。

現時点において、九州新幹線長崎ルート開業後の対策に着手しているかという質問でございますけれども、この九州新幹線長崎ルートの経過は、議員がおっしゃいますとおりでございます。また、九州新幹線長崎ルートは平成34年開業を目指し着々と工事が進んでいると思われまます。

そこで、新幹線開業後の対策に着手しているかということでございますけれども、ことし6月3日に改正JR会社法が参議院本会議で可決成立しております。本格的に完全民営化に動き出すこととなりました。それは経営の自由度が増し、地域活性化や観光振興に向けた事業展開は期待されるものの、鉄道事業は赤字が続き経営の効率化が求められることが予想されます。そういう状況下に、平成27年7月21日に庁内で情報共有対応策などの検討を進めるプロジェクトチームをつくっております。名称は交通体系の整備プロジェクトチームということで設置をしております。構成は、4部長、教育次長、都市建設課長、同参事、企画財政課長及び担当です。第1回目を8月17日に実施したところでございます。

検討する内容は、鹿島ニューディール構想で掲げております道路、鉄道、公共交通の目指す方向性でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

御答弁ありがとうございました。

市長から最初に御答弁いただいた部分で、私の2つ目等にも、ちょっと質問をしていたところにも入っていただいているようです。

御説明をいただいて、第五次総から第六次総に向けての状況の変化等を踏まえた上での今

の考え方ということ、それと、土井課長からも御説明があったニューディール構想、この中の32年度までの予算ですね、70億円を超えてはいないと。現時点ではそうだろうと思っているんですが、ちょっと1つずついきますけど、六次総と、それに合わせてのシビック構想に入っていくわけですけど、今63億円ぐらいだった、2億円から3億円ぐらい、10年間ということでしたけど、この後、再来年には消費税が10%に上がっていく、それから材料費の高騰、そこのあたりを考えても70億円、予定どおりということではよろしいか、お聞きをしたいと思います。その財政的なものは、以前、寺山参事から教えていただいていますから、それのお答えは要りません。それだけよろしいでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

確かに、平成29年度から消費税が10%に上がる予定であります。これに関しましては、一応税率アップ分については概算で試算できますけれども、人件費とか諸材料代の高騰につきましましては、まだ詳細設計では組んでおりませんので、ちょっとそこら辺については御勘弁をお願いします。

もしこれが、消費税が8%から10%に上がった場合の影響額は、29年度以降32年度までですけれども、約70,000千円ほど上がると見込んでおります。これを単純に事業費を消費税に割り戻して消費税を掛けた分の影響額でございますので、もし現段階の経過額に70,000千円を加えましても約64億円弱という形になると思います。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

ありがとうございます。六次総とニューディール構想、そのところは理解ができました。それと、今度の六次総の施策の中で入っております「しごと・ものづくり」「ひとづくり」「まちづくり」の好循環ということも、先ほど土井課長の御説明の中、地方創生の中にある人口減少に歯どめをかけていく、ここから始まっていると私は理解をさせていただきます。

それでは、今回の一般質問の中で、時間を割いて質問をしたいと思っていた2つの項目に今から移っていきます。

それでは、先ほど保育料のこと、計算方式ですね、御答弁をいただきました。言われたとおりに、シンプルなやり方、わかりにくさはやっぱりあったわけですね。今のもし世帯、1つの世帯があったとして、御主人が働いている、奥さんはパートをしている。そこのあたりでやっぱり平成27年度、今年度から保育園に出す場合は前年度の所得、そこのあたりから

やっぱり換算をしていくわけですね。そうなってくると、もしかしてことしになって仕事ができなくなったとか、めでたいことで出産を迎えたということで、そうなってくると、また前年度の所得税納付のそこのあたりから厳しいところがあるんじゃないかなと思うんですけど、そういうふうなことはありますけど、次にちょっと質問をしたいのが、先ほど御答弁いただいた中にも、階級を言っていただきましたよね、何階級と、4階級とか3階級とか。負担額は生活保護を受けていらっしゃる世帯が保育料ゼロ円の第1階層から第8階層まであります。この鹿島市において、保育料の算定が一番多い階層は何階層なのか、それと、その階層というのはその世帯の年間所得額はどのくらいに当てはまるのか、お答えをいただけますか。

○議長（松尾勝利君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村直子君）

保育料の一番多い階層と保育料、その世帯の年間所得額についてお答えします。

4月時点の入所児童1,100人のうち一番多い階層は第4階層の210世帯、318人です。基準額は、市民税所得割額が48,600円以上97千円未満の世帯です。保育料は階層を2つに細分化しており、3歳未満児の高い所得割額のほうは28千円が保育料、低いほうは22千円、3歳以上児の高い所得割額のほうは25千円、低いほうは19,500円と2つに細分化しております。

次に、4階層の世帯の合計所得額は、低い所得割額のほうは1,620千円から2,650千円、高いほうの所得割額のほうは2,210千円から3,400千円の所得額でした。両方の階層で所得額が2,210千円から2,650千円と重複しているのは、社会保険料や扶養控除などが世帯ごとに異なるためでございます。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

ありがとうございます。御答弁いただいても、なかなか聞いていらっしゃる方が簡単にはわからなかったかなと思うんですけど、やっぱり今聞いた中でも、大体所得に対してどのくらいの保育料がかかるのかなというのが一番市民の方はわかりやすいかなと思ってちょっと聞いたんですけど、でも、この中でそれだけの保育料をやっぱり出していくのは大変かなと私は思います。

担当課のほうから先ほど御説明いただいた各階層の保育料といいますか、支払わなければならない金額等出しているんですけど、やっぱり子育てを支援したい。そして、少子化に歯どめをかけたいという中では、本当に厳しい現状を目の当たりにするなと思います。

今、大体年間250人ぐらい、50から300まではもうまず行かないですね、出生者数が。そのあたりで推移をしていると思うんですね。

そういう中でも、やっぱり結婚されて子供を持たれて、子供さんが2人、もしくは3人つくっていただいたら、それはまた素晴らしいことだと思います。しかし、今非常にお母さんが矛盾、ちょっとここが何とかならないかなとおっしゃるのは、保育料のほかに、今1人目がある程度の、一定額の保育料が決まっていたら、2人目、同じ保育園に通っているとして、2人目の方は半額、そして3人目の方は無料、ゼロ円というふうになっているはずですけど、どうしても3人一緒に保育園とか行くというのがそうそうあるもんかなと。もう上の子は小学校に入られている。そして、3人目ができたと。そうなってくると、3人目の方は結局、その園には2人しか、上の子はもう小学校に行っているわけですから、2人しかいないわけですから、そここのところもまた保育料が加算されると思うんですが、そここのあたり、担当課としてどういうふうに見解を持っていらっしゃるのか、教えていただけますか。

○議長（松尾勝利君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村直子君）

最近の国、県の動向と鹿島市及び福祉事務所の見解をお答えします。

内閣府は、ことし3月に結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現を目指して少子化社会対策大綱を策定しました。この中に、多子世帯へ一層の配慮を行うこととし、幼稚園、保育所等の第3子以降の保育料無償化の対象拡大等に向けた検討を行っています。

一方佐賀県は、ことし7月に、子育てし大県さがプロジェクトの推進を図る推進本部を設置しました。また、今月4日に県こども未来課主催の会議においてプロジェクトの概要説明がございました。説明の中に、子供の保護者約1,800人に対し改善要望について複数選択できるアンケートをとった結果報告があり、先ほど議員もおっしゃったように、一番多かったのは、「保育料が高い」の85%、2番目は「子供の病気のとときやイベント時に休めない」が82%、3番目が「病気のとときに預ける場所が不足」76%、4番目は「急用時に一時的に預ける場所が不足」74%の結果でした。

県は、アンケート結果を踏まえた子育て支援の取り組み案を2つ示し、1つ目が多子世帯の保育料減免、2つ目は病児・病後児保育施設の設置促進でした。現在、国の基準は、保育所入所中の第3子以降の子供について保育料を無料化としています。これに対し県の案は、中学生以下に支給する児童手当が第3子を高校生以下から数えて判定しているのと同様に、保育料も高校生以下から数えて第3子以降の3歳未満児の保育料を全額免除する考えでした。事業費は、国庫負担金は基準外のためゼロ円となり、県と市が2分の1ずつ負担することになります。県の試算では、県内の事業費は年間約360,000千円であり、鹿島市の負担は年間約9,000千円となっておりますが、福祉事務所の試算では年間約12,000千円の見込みと

なっております。

2つ目の病児・病後児保育施設の設置促進は、現在、県内にはわずか10カ所の開設であるため、病児・病後児保育施設の施設整備に対し上乗せ補助を行うことで増設を図るという案でございます。現在は、補助基準に対し国、県、市がそれぞれ3分の1ずつ負担し、基準を超えた整備費は事業者負担となっておりますが、事業者負担分を県と市が2分の1ずつ負担する案です。この2つの事業は、県の重要な子育て施策であり、鹿島市にとっても少子化対策や子育て支援の大事な施策と言えます。県の実施が確定した段階で、予算計上の上、確実に取り組む必要があると考えております。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

ありがとうございました。私が少し勉強不足の面もございましたので、今御説明をいただいてわかりました。

そういう中でも、やっぱり最終的にお母さん方が思うのは、いろんな支援策、改良版とか、いろいろなっていくわけでしょうけど、やっぱり保育料は高いなど、このところを何とかしてほしいというところが一番だろうと思います。

私がいただいている資料を見ても、保育所の運営費及び保育料における鹿島の市費の持ち出し額というのが平成24年から26年まであるわけですけど、総額で平成26年度234,996,660円という金額を保育所の運営と保育料、こちらのほうで出させていただいております。もちろんこれだけで足りるわけではないですから、あと国からとか、さまざまなところからお願いをしているわけですけど、ただ、これを見ますと、平成24年度から保育所の運営費は上がっているんですよ。ところが、保育料に関しては、市の持ち出し分は減っているんですね。これは子供の数が減ったからだけなのか、それとも、何かしら原因があるのか。それと、この部分はこのくらいの質問で終わりたいと思いますので、もう1つ、保育料を安くするために鹿島市はこれからどういうふうなことを新たにやっっていこうと考えるか、それをお答えください。

○議長（松尾勝利君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村直子君）

保育所運営費及び保育料助成について御説明いたします。

保育所運営費の平成24年度から25年度の増加は、みどり園民営化によるものです。26年度の増加23,000千円の原因は、25年度と26年度の入所児童の比較で、ゼロ歳児が141人から158人にふえ、3歳児が202人から230人とふえたことや、保育単価が年々増加したことが結果的に運営費の増加につながっております。

次に、保育料助成についてですが、伊東議員がおっしゃっているのは、保育料の国の基準額と市の設定額の差額分、簡単に申しますと、保育料の補填額もしくは市費の持ち出し額のことだと思えます。

25年度と26年度の延べ入所児童数は1万3,930人から1万4,006人と延べ76人、わずかの増加でした。しかし、保育料の階層を比較してみると、2階層から5階層が増加しているのに対し6階層及び7階層は減少しております。階層が低いと保育料が低いため、補填額も3歳未満児では、2階層は500円、3階層は1,500円、4階層は平均6千円、5階層は平均3,750円と補填額が低く、6階層は平均7,250円、7階層は22千円と高い補填額となっております。その結果、階層が高いほうから低いほうへ移行することにより補填額が減少するということが起きております。

ちなみに、この補填割合は国の基準に対して15%を減額しておりますので、それが一応保育料の軽減というか、保護者への負担を減らしているということになりますし、先ほど申しました第3子以降のカウントの仕方で、保育料を3歳未満の高い金額のほうを低くというか、無料にできるということで施策になるんじゃないかと思っております。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

ありがとうございました。ただ、お母さん方、子供を保育所とかに預ける際、もう少しわかりやすく、平成28年度から一律何%保育料を安くできますよみたいな、これは仮ですけど、そういうふうな政策がとれば、本当にまた子供さん方も喜ぶんじゃないかなと思うんですね。部長、もしくは市長のほうにお聞きをいたしますけど、私は今まで子育て支援、この保育料については初めての質問をしましたが、ほかにも他市、そして隣のまちとかでやっている出産の祝い金とか、そういうふうなのはないのかと、そして、小学校から中学校に上がる際か、もしくは小学校に入学する際のお祝い金というものは考えられないかということを含め、今までも質問をしてきました。これから、それこそ地方創生で人口減少に歯どめをかけるための施策の中の一つとして、そういうふうなことを考えていらっしゃるのか、お聞かせください。

○議長（松尾勝利君）

打上市民部長。

○市民部長（打上俊雄君）

それでは、私のほうから少し数字を交えながらお話しをしたいというふうに思います。

鹿島市の平成26年の一般会計決算は147億円でございました。このうち児童福祉に充てている金額というのは、2,250,000千円ということで、全ての予算の15%になっています。これは事業としては、鹿島市の予算の中で一番大きな部分であります。そういうことで、保育所

移転とか、そういった出産手当とか、そういったものも施策としてはありますけど、保育所運営には11億円、児童手当には6億円、放課後児童クラブには40,000千円とか、そういった総合的な政策を鹿島市は22億円ということで財政を投じております。

ということで、このうち一般財源も7億円に近いです。ということで、鹿島市としては現在子育て支援、児童福祉は精いっぱいやっているということですね。やっぱり新しい政策というのは、佐賀県とか国とか足並みをそろえながらやっていきたいというふうに思っています。

出産祝い金とかその辺のことは、現在のところは、まだ具体的な検討は行っていない、そういった状況であります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

ありがとうございました。わかりやすい御説明をいただきました。しかし、そういうふうな中でも、実際現実としてももう少し安くしてほしいという声があることは確かです。

県が今後行うプロジェクトチーム、そのあたりで各市町の実情といいますか、そういうふうなのも聞いた上で検討していくというふうになっておりますから、どうぞ担当課の課長さん、そういうふうな会議に出られる際にはしっかりと、もう少しやはり保育料の負担の軽減についてしっかりと御意見を言っていただければと思います。

それでは、最後の項目のところに行きます。

長崎本線、新幹線の長崎ルート開通後のことなんですが、それこそ、私がちょうど1期目のときでした。そのときから数えて、その当時は平成34年といえば、しばらく先のことかなというような感じもしておりましたが、しかし、もう今は27年ということで、やっぱり対策というか動き出さないと大変なことになるんじゃないかなという気がしております。

ここからは市長のほうにお答えしていただければと思うんですけど、先ほど私が総括の質問をした後に御答弁をいただいた中で、やっぱりまず各自治体との融和に時間を割いてきたと、そういうふうにおっしゃいました。そうだろうと思います。見方によっては、さっきおっしゃったように鹿島は身勝手に見えるのかもわかりません、ほかのところからは。しかし、ただそれで黙っておいていいのかというと、市長として、トップの人間としてはそういうわけにはいかないでしょう。

3者基本合意というのは、JR九州、佐賀県、長崎県のみで、沿線を受ける自治体、鹿島市も含めて4つですけど、これは自分たちの意見というのは特別この3者基本合意の中に反映はされていないと思うんですね。まず、やっぱりその中で、3者の中の佐賀県の山口知事と今何かこの件についてトップ会談とかされていますか。そのあたりをお聞かせいただけ

ますか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

その件を含めて、いろんなことで情報交換をいたしております。ただ、内容についてはお話しするような状況ではございません。ただし、トップとおっしゃいましたけど、鹿島市のトップは私なんですよ、おっしゃるとおり。しかし、沿線自治体が、私が長崎本線について最もいろんなことで県と話し合えるトップとほかの方が思っておられるかどうかというのが問題なんです。そこはよく御理解いただきたいと思います。

それは、さっきお話しをしたように、解体するときの経緯とか、この17年間とおっしゃいましたけど、その間の経緯とかを踏まえますと、大変慎重な対応を要するというので、今お話しできるのは、先ほど総務部長もお話しをしておりましたけれども、中でプロジェクトチームをつくっていろんなことを検討しているということでございます。ありふれた表現ですけど、かつて国政で言われたことがあります、アヒルの水かきと思っておってください。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

ありがとうございました。一番最初、今回のこの一般質問の中でこれを取り入れる際、いろいろ私自身も考えるところがやっぱりありました。しかし、ずっと新幹線長崎ルートの開業が近づくとつれて、この議論はしなければならぬと、何ともしていかなければならぬと思ひ、この質問をしているわけですけど。

次に、また市長にちょっとお答えをしていただきたいんですけど、それも今余り表面立ててされていないのかもわかりません。下のほうでわからないようにといたしますか、そういうふうな形で会合は持たれているのかもわかりませんが、私が気になるのが、当時、経営分離を同意されたところが白石町と太良町というのがありましたね。ここには、特別支援策が出ております。今後、長崎本線上下分離方式の後、4つの自治体で協議をする際、そちらの2つは特別支援策をいただいているらっしゃる。江北と鹿島市は違う位置にあるわけですね。同じ価値観で議論ができるかどうか、そこのあたりが不安なんですけど、そこのあたり、市長、御答弁できる範囲でお考えを述べてください。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

せっかくの御質問ですから、お答えいたします。

同意をされた2つの町は、いろんな事情があつて判断をされたと思いますね。鹿島市が特別の振興策というのをもらっていない。向こうから見ると当たり前じゃないかと思つておられると思いますよ。そこはそう我々は理解せざるを得ないと思います。そこで、何かしら我々もというタイミングが、本当は私はもう失していると思います。出しおくれた証文じゃないかと思つているんですよ、正直言うと。とすれば、別のやり方を考えないといけないということだと思います。

だから、それをどういうふうに言うか、これが一番今プロジェクトチームが悩んでいる部分でございます。そこまでは申し上げられると思いますから。

重ねて申し上げておきますけれども、何か今から開通の時期が目前に迫っていると、何かせんばいかん、これは当たり前なんですよ、みんなそう思っています。そのときに白石町と太良町と同じにしてくださいねと、これこそ私がよく言われる身勝手だとか、自分のことを言うと言われていることなんです。もう再三言われていますから、どなたがどうおっしゃったかと御披露できませんけれども、現在それなりの立場におありになる方ですから、そのところは十分踏まえた上で対応していかないといけないと思つております。当時のいわば期成会、関係者の方々ですから、私以上に当時の経緯は御承知の方々が多いと思つております。

そんな事情にありまして、そのことはむしろ、ある意味では、今の現山口知事は逆に私と同じ——同じとは失礼ですね、似たような立場ですから、当時の関係者ではなかったという点においては。だから、逆にフランクな情報交換、意見交換はできるんじゃないかと思つております。どのくらいできるか、精いっぱいやるしかないと思つていますから、この限られた状況の中でですね。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

ありがとうございました。市長のお話を聞いていて納得ができる部分、もちろんございます。ただ、そういうふうなの、平成34年には新幹線長崎ルートが開業し、そういうふうな状況に鹿島市は置かれるという状況の中で市長選挙に立候補されて、そして市長に当選され、そしてかじ取りをされているわけですから、ひとつそのあたりよろしくお願いをしたいと思います。

それと、先ほど企画財政課のほうから32年までのニューディール構想のシビック構想の分で予算を言っていたんですけど、この中にも、結局、鹿島駅整備の金額というのはそんなにびっくりするほど大きいわけではありませんが、平成27年度、28年度、29年度、30年度、31年度と予算がつけてあるわけですけど、先ほどからお話しをしているこの上下分離方式の後、どういうふうに利用をしていくか、長崎本線、ここのあたりの協議が進まない中、

駅舎とか駅前開発に着手をしていくことができるのか、全くそれとは関係はなく、もう駅前と駅舎の開発に着手するのか、そのあたり市長はどう思われますか。考えていらっしゃるんですか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

先ほどもお話しをしましたが、あんまり関係者が多くなって、特に鹿島市は頑張ることであれば、そんなに手間暇かからないんですよ。問題はお金のことだけなんです。これが鹿島駅の修築とっていただければ結構だと思います。

ところが、駅の位置を動かすとか、それからJRの土地をいじるとなると、これはうちだけではやれないことでございます。これはもう関係者と相談しないとイケない。JRについては、先ほど言いましたような、JR自体の事情がございます。それから、所有権がこれは変わるかもしれないんですよ、線路とかなんとかについては。そうすると、各関係者がそれぞれの思惑をまずは主張するのではなかろうかと、そういうことを念頭に置きながらも、今試算をしておりますのは、主として建物を改築したらこのくらいかかるねという試算でございます。土地を買ったり売ったり、動かしたりということはほとんど入っていないと思いますので、そこは頭に置いておいていただきたいと思います。

特にホームをいじくったり、停車位置を変えますと、これはGPS関係もかなり動かさないといけないということになりまして、この金が莫大な金がかかるんですよ。そのところも我々は頭に置いておかないといけないと思っております。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

ありがとうございました。

最後の質問に移りますが、御承知のとおり、資料を見てもわかるんですけど、鹿島駅を利用される乗降者数というのは、以前に比べて全く減っていないわけですね。むしろ平成16年と25年に比べると乗降者数総数で年間10万人近くふえている、逆にね。特急・普通利用、そういうふうなのにかかわらず、それこそ今後のことの協議は進めていかなければならないと思っております。

そういう中で、これも市長にお答えをしていただきたいんですけど、今策定中の六次総合計画の交通網の整備の主要の施策の欄のところを見てみますと、もう一つ危機感といいますか、そのあたりが見えてまいりません。この長崎本線運用に向けて関係者と協議を推進する項目、例えば佐賀県、JR九州、沿線自治体とあるわけですけど、そのあたりを今度の

六次総合計画に盛り込んでいただきたいと私は切にお願いをいたしますが、市長のお考えをお聞きできるでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

この計画の性格からいいますと、できるだけ数字を頭に置いて、その指標を上げながら計画をつくっていくということでございまして、単なる目指すべき方向とかだけじゃないというのは、もう既に前回の五次総からきちっとした係数を上げて計画をつくっているということを御承知だと思います。今回も、できればそのやり方は踏襲をしたいと思っております。

今のおっしゃいました部分については、係数的な部分がめどにつかないということがありますので、今具体的なものを上げてやるのは対応していないと。もともと鹿島駅について、あるいは長崎本線について利便性を確保するというのもう既に四次総だったと思いますから、ずっと入っていますから、決してそれは後退したとかなんとかじゃなくて、具体的に、例えば何メートル動かすとかということになったり、何年につくりかえるということがわかれば、それは途中で手直しをすると、これは冒頭申し上げたとおりでございます。だから、現時点ではそのめどがまだ立っていないということと理解をしておいていただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

ありがとうございました。

いろいろ質問をさせていただきましたが、やはり冒頭からお話しをしているように、そして、答弁の中にも入ってきたように、総合計画というものは鹿島市の将来像を描き、実現するためにまちづくりの方向性を明らかに示し、そして、活動の根拠となる最上位の計画です。鹿島市民はこの土地で生まれ、そして育ち、そして未来に夢を抱いて生活をしています。まちづくりというものは、私たちの時代で終わるわけではありません。この後も子供や孫に引き継がれていきます。

私は、次の六次総の5年間は本当に本気を出して検討等をしていかないと、その先大変なことになるんじゃないかなという危機感を覚えます。これからも市民が望むまちづくりをまた一緒に考えて、そして、まちづくりに頑張っていきたいと思っております。

御答弁ありがとうございました。以上で一般質問を終わります。

○議長（松尾勝利君）

以上で10番議員の質問を終わります。

よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は、18日午前10時から開き、一般質問を行います。
本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時10分 散会